

第六十三回 参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和四十五年四月七日(火曜日)
午後一時四十六分開会

委員の異動

四月二日

辞任

四月六日

辞任

四月七日

辞任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

任田 新治君

補欠選任

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林省農政局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

通商産業省化学工業局化学肥料

事務官

中沢 三郎君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

宮田 秀雄君

前川 旦君

村田 秀三君

沢田 実君

倉石 忠雄君

宮崎 正雄君

友義君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

池田 俊也君

本日の會議に付した案件
○肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対し御質疑のある方は順次御発言を願います。
○武内五郎君 肥料法案の審議にあたりまして、私はすでに失効になって年を経過しておりますが、前の旧二法の性格について実はいろいろ考えております。さらに現行法の性格と対比いたしまして旧法の性格、旧法の目的とところを相繼いできておるといふことは、第一は價格の安定の問題、それから第二は肥料産業の合理化推進の問題、これが大きな眼目になると考えております。同時に、これが現行法案において特に強く考えな

けりやならぬ問題であり、さらにこれが私は肥料の輸出の問題に關して、この問題が非常に強い意味を持って出てきておると考えております。いろいろ両方の二つの法律の性格等にいま論及することは避けませんが、すでに現行法の審議の際にいろいろ論議され尽くされておりますので、これは略します。
そこで現行法がすでに施行されて年を経過しております、三十九年から施行されておりますから、六年たつておるわけでありまして、この間の肥料の生産と供給等の關係においてかなりな推移が感ぜられると思うのであります。私はこれはこれらの問題に關して二、三点にわたつて大臣をはじめ政府当局のお考えを承つておきたいと考えるわけでありまして、私はこの法律が施行される一番大きな問題というものは、何と云つても日本農業の重要な資材でありまして肥料が、低廉にして良質で豊富に供給されるということが最も重要なことであると考へます。そして、何と云つても内需優先ということをわれわれこの肥料法の持つてゐる性格から持たなければならぬと考へております。そこで、そういう立場で質問を進めたいと考へます。まず、この肥料法の施行にあつて、肥料政策としていまとられてまいりましたのが、肥料のおそらくこれはもうそのとおりだと思ふんであります。それが、需要供給の円滑化をはかるために第一次、第二次にわたる大型計画が進められてきておるわけでありまして、そこで私はまず第一にこの大型化の問題について若干お尋ねしたいと思ひますが、先ほど申し上げましたように、農業生産における肥料の重要性というものは、農業の最も大事な点でありますので、その肥料の生産にあつて大型化が進められてゐる今日、私はそういう非常な大きな資本と國費を投じて大型化が進められておるその段階、そこから生まれてまいります効

用、メリットというものが、需要者である農民に均てんされる形でなければ私は意味がないと考へてゐるんであります。私は今日、この大型化を一見しまして非常に強く感じますことは、第一はこの大型化を通じて急速に寡占化が進められてゐる。寡占体制が強められてまいりました。それが同時にメーカー本位の立場から考へられ、全く需要者の立場というものは軽視されてまいつておるよう

に考へられます。
特に私は今日の肥料工場配置を考へてみまするときに、大きな肥料生産工場は太平洋沿岸を中心として配置されておる状態でありまして、偏在されている状態でありまして、したがつてここで生産されますいろいろな肥料は、需給上に大きな阻害要因をつくつてゐるようには考へております。このことはあとでお尋ねしますが、こういうふうな偏在状態が生じたことによつて、私は需要者であります農民が非常に不便を感じる、まず第一に非常に不便を感じてゐるということを考へなければなりません。このことは、昨年九月から十月にかけて農林省で肥料の需給調査の実態が行なわれたことがあります。それによりますと、太平洋沿岸から離れた地域における肥料需給というものが非常に滞りが見られる。しかも今日の農業生産の最も大きな仕事を受け持つておるものは、むしろ東北、北海道等の地域、豪雪地帯であります。北陸、信越地方のごとき、これらの地方は大体においてその調査の結果を見ましても、肥料滞滞の關係が起きております。このことはもう少しあとで、次の項目でお尋ねしたいと思ひんであります。そういうふうな、まずその点から考へてみても、この大型化というものは農民を輕視した形でメーカー本位に進められてきてゐるということが否定できないと考へておるわけであり

そういろいろなことをごさいますして、もちろん私はここに肥料の原料の地域の関係等、あるいはまた輸送の関係等、太平洋岸に生産が集中されておるといふことは否定するわけではありせん。同時に私は、これはまた同時に輸出に競争からまた出てきていとも考えられるのであります。そこで、こういうような関係が出ておりますので、こういうようなことに対する私はまず農民の消費円滑化のための施策というものがとられなければ、今日の法律そのものも意味がない。むしろ生産メーカー、肥料メーカーの利益が中心になって、農民の負担が加重される、需要が渋滞するという形が出てくるのではないかと考えるわけがあります。これらについて、まず大臣の前に局長から、その昨年行なわれた調査に基づいていかにか、これにいかなる施策をもつて対処するかということ、これは事務的に伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 昨年の十月に私どものほうで、肥料の流通の実態を知りたいということ、まあこれは聞き取り調査等でございますが、調査をいたしましたのでございまして。それにつきまして、いまお話があつたわけでございますが、確かに御指摘のように、地域によりまして肥料の価格につきましてはかなりいろいろな事情の違いがございます。この調査はより正確な調査ではございませんが、大体この調査を通じて私どもが把握をいたしておりますのは、やはりたとえば東北でございますとか、北陸でございますとか、そういうような積雪帯地域になりますと、どうしてその肥料の出荷というものが、一つの時期がございまして、平均して非常に行なわれにくい、こういう事情があるわけでございます。それに對しまして西南のほうでございますと、これは年間平均的な出荷等ができる、こういうことで需給的には非常に有利な点がございます。それから、先ほど御指摘のございました工場が太平洋岸のほうに集中しておるといふことで、そういうような距離的な問題も確かにございまして。私どもがこの

調査から一応把握をいたしましたのは、やはりそういういろいろな地域によりまして需給事情の異同がございまして、一般的には全購連等におきましては、肥料価格につきまして限月価格を設けておるわけでございますが、たとえば積雪地帯等におきましては、農業団体において早どり保管というようなことをやっております、そういうような関係の奨励金も支出している。それから西南地方におきましては、必ずしもそうではなしに、当用的な買入方がございまして、地方保管というやうなごく短期的な保管方法を行なっている、こういうような事情がございまして、それから、一般的にそういうことでございまして、やはり農業団体のほうにはさほどではございませんが、業者関係ではどうもやっぱり保管施設がやや不足しているのではないかと。これにつきまして今後共同保管というやうな方向でもう少し整備をいたしまして、消費者に御迷惑をかけないやうなことが必要ではないかと。そういうようなことを実はこの調査を通じて把握をいたしておるのでございまして。

なお、基本的な点に關連いたしまして、どうも従来の肥料法の運用がややメーカー中心ではないかと。いま御指摘があつたわけでございますが、私もやはり生産段階におきまして大型化によりましてコストが低下をする、それが結局消費者に還元をされる。現に肥料法ができてから五カ年間に、確安で見ますと八〇程度の値下がりを中心としておるわけ、これは一般的に物価上昇の中にあつては非常に珍しい一つの例だと思ひわけでございますが、そういうやうな形で還元をされておるわけでございます。

なお、地域によりまして距離の関係でございまして、あるいは保管の関係でございまして、か、あるいはあるいは保管の価格が高くなつて、そういうやうなことで若干肥料価格が高くなつて、そういうところがございますが、こういうことも、私どもはいま申しましたやうな保管方法等に改善を加へまして、それからまた農業団体によりまして出荷方法等につきましてもいろいろ改善を加へまして合理化をはかつてまいりたい、かように考え

ておるわけでございます。

○武内五郎君 特に私はいまの問題について至急考えなければならぬことは、輸送の問題、保管——いま局長がお話しになりました保管の問題、これが特にこの問題に關する大事な点だと考えております。

そこで、今日、特に昨年あたりから米がつかつて肥料倉庫であつた倉庫まで占領してしまつて、肥料は野ざらしになつて、野積みされておりました。あるいはせいぜい下屋に積まれておるといふ状態、これがまず野ざらしに近い状態、特にまた肥料の成分によつて、ことに最近の高度化成分に變化が起る、こういうやうな心配も出てくるのです。そこで地方では、せめて肥料倉庫の拡充を望みたいというやうなことが出ておる、おののかどうか。

○政府委員(池田俊也君) ただいま御指摘がございましたが、昨年あたりから米の問題、米が非常に過剩状態にございまして、そういう関係で倉庫が一般的に非常に逼迫しておるわけでございます。そういう影響を受けて、肥料の保管につきましても若干地域によりまして窮乏なところがございます。先ほど申し上げたわけでございますが、私も従来調査をいたしておりましたところから申し上げますと、農業団体は比較的よく倉庫を確保しておりまして、一般的には農業団体の肥料に關する限りでは、非常に不足をしていないという事実は承知しておらないのでございまして、業者系統におきましてや倉庫が不足をして、ある地域があるやうでございまして。倉庫はこれはある長期間採算をとらなければなりませんので、一時的に不足をいたしましたために倉庫をつくつた、ところが、その事情が一時的でございまして、しばらくたつたらまた解消をしたといふことになりまして、倉庫の経営上非常に問題があるわけでございますが、十分先行きの見通しをつけなければならぬが、やはり私どもはそういう

ことに十分対処をいたしますために、業者が共同いたしました倉庫をつくると、そして現在の不足状態を緩和していく、こういうことが必要であらう、こういうふうに考えているわけでございますが、基本的にはそういうことでございまして、これに對するやり方といたしましては、やはり融資によりまして措置をするというものが従来のやり方でございますので、そういうことについては必要に應じて通産省とも十分これは御相談をしなければならぬ問題でございますが、対処をしてまいりたい、かように考えます。

○武内五郎君 その問題はひとつ前向きに積極的

に考えていただきたいと思ひます。

そこで、私はこの大型化に關連して、内需と輸出の調整に關する二、三の問題を伺ひたいと思ひます。

御承知のとおり、最近における日本の肥料の輸出状況というものは非常に勢いでのぼつてまいりました。特に近辺のアジア地域はもろろんのこと、それにアフリカ、南米等に至るまで、日本の肥料がかなりの量が出ておるわけでありまして、その輸出の割合も年々上昇するといふやうな形が出ておる。この法律が制定された三十九年では、生産に對する輸出の割合は大体四五〇程度であつたものが、今日でははるかに五〇〇をこえておるといふ状態でございます。そういうやうに肥料の輸出の量とその地域がだんだん広がつてまいりますと同時に、これが日本の肥料ばかりでなく、そういう地域に對する今度は外国の激しい競争が見られておることは御承知のとおりであります。

そこで、たとえばアメリカがここ数年來、韓国、フィリピン、マレーシアあるいはパキスタン等に開發投資をやつて、現地に大きな肥料工場を建設しておるわけでありまして。たとえば韓国には石油資本のガルフが投資して工場を建設し、またスケーリーオイル、これも石油会社ですが、これも日産三百トンの工場を建設する。フィリピンにはエッソ、あるいはマレーシアにもエッソといふやうに、石油資本家が現地に大きな肥料工場の建設

を進めてまいっております。こういうより大きな大きな外国の進出と相拮抗した形でないかなければならぬので、日本の肥料業界というものはそれはたいへんなことであらうとは十分考へておるわけでありま。特に昭和四十二年にスイスのチューリッヒに本社を置いていたニトロレックスという肥料輸出のカルテルがあります。これが中共へ非常に低廉な肥料で送り込みをかけた事件がありました。これをニトロレックス旋風といつて、日本の業界が大型化計画の推進に夢中になって、そのときに、頭からそれをやられたので、非常な混乱が起きたことは御承知のとおりであります。そういふうちに、だんだん外国の強い競争が出てまいりました。特にシドニーから入った通信によりまして、豪州で窒素肥料工場が二個完成した。しかも大型の窒素肥料工場が完成して、豪州ではせいぜい需要が二十万トン程度のところへそういう大型の工場が二個も完成するに至りましたことは、これはもう当然豪州自体が生産過剰の状態になつてくることは当然であります。しかも最も近いニューギランドあるいはインドネシア、マレーシア等に大量の肥料の輸出が行なわれるとするならば、日本の輸出ルートといふものも大きな打撃を受けることは当然であらうと思つてあります。私はそういうことは否定しません。

そこでこれに対抗するためには何が考えられるかといふと、まず第一に日本の輸出肥料が場合によつたら生産費を割つても安い価格でその競争に耐える形をとらざると思ふ。いわゆる輸出輸出、この輸出輸出が私は資料として提出されております。この中にも明らかにしておることは、内需の価格よりも輸出価格のほうがすでに今日においてさへ安くなつておる、こういう数字が私どもを強く刺激するわけでありま。こういうよりな状態で、私はここに問題が、こういうことが出てくる。出血輸出によつて生じた赤字を内需に転嫁させやしないかという問題が一つ、これが今日まであらゆる方面から論ぜられた問題であります。その出血輸出を内需に転嫁する、こういう

問題がまず私どもは考えられなければならぬ。しかも私はこの問題が肥料問題に關する非常に重大な問題であると思ひます。これは日本ばかりでないと思ふ。ドイツにおいてもあるいはフランスにおいても、イタリアにおいても、イギリスにおいても出血輸出はされております。私は、それは日本ばかりでないといふことを申し上げておきます。しかしながら出血輸出をやつても、それが内需に転嫁されておる措置がとられていないといふこと、私はそこに問題があると思ふ。もしそのとおりにされるならば、私は貿易上の競争に勝つたのである。これは一つの手段であるかもしれないので、そのまゝ一応は納得しますが、転嫁されるということになつてまいります。ときに問題が出てくる、こういうよりなことで問題は、肥料問題の中心は、今日出血輸出が内需に転嫁されるかどうかといふことにかかつておると考えます。この問題をいかに解決し、いかに処理するかといふことによつて、私は肥料問題の解決ができるかと考へるのであります。現実には内需と輸出価格とが違ふのですから、肥料政策の重点であります。この問題を大臣はどういうふうにお考えになつて、どういふふうにより御処理されるかを伺ひしておきたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 諸外国の肥料に關する政策について、武内さんから詳しくお述べいただいたわけでありま。この政策は通産行政に關係することでありま。私ばかりが答えをするのもいかにと思ひますが、わが国の国内価格と輸出価格との間に格差のございますことは御指摘のとおりであります。けれども、諸外国に比べてわが国の国内価格は安いのではあります。それからまた輸出価格が高くて、国際市価ではわが国の農家はしたがつて安い肥料を使つておるという結果に相なつておることも御承知のとおりでございまして、わが国が国内価格よりも安い価格で輸出いたしておりますのは、先ほど来るお話のございましたように、西欧諸国の低価格攻勢に對抗するためにやむなくいたしておるものであります。

すが、今後有望と見られます輸出市場を確保いたしますことに努力するとともに、大量の輸出量の確保によつて、先ほど来お話のありました大型設備の建設を可能ならしめることにもなつておる。これによつて輸出、内需を含めた全体としての肥料コストの低下に寄与していくべきではないかと、私もこのように理解いたしておるわけでありま。○武内五郎君 赤字輸出の欠損を内需に転嫁させないといふ一つの方法に、イギリスや西独でとられております農民に対する肥料買入れについての補助あるいは肥料生産について農民に対する出荷の場合に工場に補償するといふような補償制度が諸外国でとられておるようでありま。それが、そういうよりな前向きな姿勢で肥料対策といふものは考えられないかどうか、伺ひします。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまのようなお話は、貿易政策上からもいろいろな問題が起るのではないかとと思ひます。先ほど申し上げましたように、わが国の肥料といふものは国際市価に比べて安いのではあります。ただいまはそういうことをやろうといふことを考へてはおりません。○武内五郎君 いま大臣は安いとおっしゃられるのですが、決してそう差があるほど安くもなつておりません。しかも、外国でも安いところもありま。たとへば、ドイツよりは幾らか安い。しかし、ほかのイタリアなんかよりは幾らか高くなつておる。こういうよりな、まあいろいろあるのではありませんが、しかし、そういうところでさえ、私は肥料購入額について農民に補償を与える、あるいは内需出荷についてメーカーに補償を与えるといふような制度を考へておらぬべきかと思ふのであります。まだ考へておらぬといふならば、ぜひひとつそういう点は積極的に考へていただくように、何か方法があると思ふのであります。――お願いしておきたい。

次に私は、価格の問題がもうすでに出ておりますので、価格の問題に触れたいと思ふのであります。最近の肥料製造が大型化し、非常に近代化されてまいりまして、むしろ大臣が主張されるように、単価もぐつと下がつてまいつております。肥料の量等も非常に勢いで上がつてまいつております。そこでそういうよりな状態で、生産の近代化、生産技術の進歩されたものがほとんど採用されておつた肥料も、最近では廃液を利用したりあるいは廃ガスを回収してやつたり、いろいろな形で原料単価がぐんと下がつてまいりました。したがつて肥料の価格を構成するその単価といふものがもう昔のよりな形ではなくなつてきておること、これは御承知のとおりであります。ところが案外――この肥料はだいたい、去年よりことは十円下がつた。なんという報告を受けておりますが、もつと下がつてもいいと思ふのであります。けれども、なかなか下がつていない。しかもこの価格決定にあつて旧法では審議会の議を経て大臣がそれを決定して告示しておつたわけでありま。今日そういう公的な決定の機関がない。メーカーと販売業者との相談の結果やることになります。団体交渉といつておるようでありま。けれども、その交渉が行なわれて価格の決定がされていくわけでありま。そうするとこれはそこには全く消費者の意見といふのは何も入つていない。審議会当時消費者の意見が入り、第三者であります。審議会の経験者の考え方も入つて、いわゆる公正な価格であるといふ形のもの形成された。ところが、今日それが無い。私は、これは需要者である農民を非常に軽視する体制であると思へるを得ない。そこに全く、生産業者と販売業者とのそばんの結果が農民に出されておるということになつてまいつておるわけでありま。農民の考え方といふものはそこに何も入つていないことは、そういう今日の価格決定の体制といふものにいろいろ問題が生ずるのではないかと考へております。まず第一に、価格を構成するしるも単価といふものは、先ほど申し上げましたように、非常に安くなつてきておる。廃液と廃ガスを利用することに

よつてできてまいります肥料であります。私は新湯の、たとえば天然ガスの利用等を見ておりまして、全くこれは、出てまいりましたガスを熱と圧力で調整すると肥料になって出てくる、こういうような生産工程においてもきわめて簡単になつてきた。単価というものはもうガス採取だけの費用になつてくるようにも考えられます。そういうふうになつてまいります価格構成について、私はもう少し農民の立場、需要者の立場というものを考えた価格決定の体制——第一は価格決定の体制、第二は価格構成上の単価の問題等について、いまだ少し監督権限を持っている農林大臣の積極的な肥料対策というものを望んでやまないのであります。私は、そういうような調整ができるようにしなければならぬと考えるからこそ、この今度の現行法に盛り込まれているカルテルの容認というものが、独占の体制を容認するという法の趣旨がそういう調整を必要とすることを認めているからやつてゐるのじゃないか。それをやらなければ、現行法の十四条が意味がなくなつてくる。同時に、私は肥料対策についての農林大臣の考えというものはまことに情ないものだと思へるを得ない。その点をどういふふうに今日お考えになつてゐるか、お伺いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(倉石忠雄君) まことに御指摘のように、やつぱり消費者の考え方がそこに当然反映するようにいたすことがいいことだと思つております。先ほど団体交渉というお話がありましたが、これも、まあ団体交渉というかどうかわかりませんが、とにかくいま一番大手の需要家であるのは全購連でありますから、メーカーと全購連がお話のように交渉いたしましたして、そこで多くの価格がきまつてまいるといふ形は、全購連が私が申し上げるまでもなく、農業者をもつてつくつております団体であります。ここで一番の需要家である農家の考え方が集約されておるわけでありまして、武内さん御指摘のような趣旨は、いまのやり方で十分需要者の考え方が価格決定に当然参加さ

れておるではないか、このように私もは考えておるわけでありまして。

○武内五郎君 いま大臣のお答えの中に出ておりませんが、私が申し上げた第二の問題は、今日、生産コストが非常に低くなつてきておる。したがつて、内需価格においてもつと下げてまいりてはいいかといふことを尋ねた。そこで私は、そのコスト並びにコストについての十分な調査監督が農林大臣にあるのではないかと、こういう意味なんでありまして。それを思い切つて使つて単価の引き下げ、価格の引き下げに努力されるようにという意味なんでありまして。これはこの法の中にもどこかに出ておるはずであります。そういう意味でありますので、価格引き下げのために、単価の調査等によつて監督の点を施行するお考えはないか。

○政府委員(池田俊也君) ちょっと技術的なことにわたりますので、私から申し上げますが、いま御指摘になりましたのは、私の理解では、確安につきましては現在御存じのように、農林省、通産省相協力をしていたしまして原価調査をいたしておるわけでございます。でございますから、これで把握しております限りにおきましては、私は公正な原価を一応把握してゐるというふうに考えるわけでございますが、おそらく御指摘のございました点は、いまの原価調査というものは、これは合成確安だけしかやつていないじゃないか、——御存じのように、最近回収確安でございますとか、副生確安等がかなりユニットがふえてまいつておる。その中で、そういうものでありますればもう少しコストが安い、こういうものを十分把握してそれを消費者のほうにも反映させることが必要なのではないか、こういう御指摘だと思つたわけでございますが、私どもは、実は方向といたしましてはそういう方向でまいりたいという気持ちを持つておるわけでございます。

ただ、御存じのように、回収確安なり副生確安の原価というものは、これは非常に価格の把握がむずかしいわけでございます。他の化学工業と結

びつきまして、その廢液を利用するとか、そういうことでございまして、非常にむずかしいのでございます。まして、現在もある程度ごく一部につきまして参考的に調査はいたしておりますが、まだどうも十分自信のある数字の把握ができません、こういうことでございまして、方向といたしましては御指摘のとおりだと思ひますので、私どももそういう点についての原価を十分に把握するように、今後とも努力をいたしまして、将来の方向としてはそういうものも価格決定に反映してまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○武内五郎君 次に、この価格にはね返りの心配のある問題が最近出てまいりました。海上運賃がアップされてきておると思ひます。特に、これは日本の肥料原料である中南米等から輸送する場合に、非常に高値なものになつてはね返つてくるのじゃないかと考えざるを得ないのであります。最近全購連の計算したところによると、海上運賃のはね返りが過燐酸四十キロが一ドルあたりで八円三十銭も上がるという計算が出てまいつております。そういうようなものが実際に肥料の需給の中であらわれてまいるとすれば農民の生産費が高騰してまいります。農産物の価格等に大きな影響はまた避けられないと考えられます。これらについての対策があるかどうか、ひとつお伺いをいたしたい。

○政府委員(池田俊也君) 御指摘のように、最近船賃、海上運賃がかなり値上がりをしてゐるわけでございます。たとえばカリについてみますと、トンあたり二ドル程度の値上がりになっておる。よくございまして、燐酸等につきましても同じような実情にあるわけでございます。これが結果といたしまして末端価格に影響を及ぼすことは当然でございますが、私どもの試算によりますと、塩化カリなりあるいは硫酸カリ、大体同じでございますが、輸入業者の販売価格で見ますと、四〇程度の値上がりという計算が一応出てまいるわけでございます。燐酸の場合はもう少し率が多

いようでございますが、いずれにいたしまして、私どもは、これは現在肥料年度の途中でもございまして、これを消費者にはね返らせるといふことは適当でございませぬので、これにつきましては輸入業者が一応負担する。そして四十四肥料年度におきましては価格は一応据え置きにする、こういうような方向で実は指導いたしておるわけでございます。しかしながら、こういう状態が継続いたしますと、四十五年度以降につきましては、国内価格につきましても若干の波及は避け得ることが非常にむずかしいのではないかと、いふふうに考えておるわけでございますが、いずれにいたしまして、これに對しましてはやはり輸入業者なりあるいはメーカーなりで吸収できるところは極力合理化をいたしまして吸収をしていただいて、そして消費者へのはね返りというものは極力避けるように指導をいたしたい、そういうふうに考えておるわけでございます。

なお、海上運賃の今後の動向といふのは的確にはわからないわけでございますが、非常にさらに引き続き上がるということはまずないのではなからうかといふふうに私どもは観測をいたしておるわけでございます。

○武内五郎君 私はその次に、最近の滞貨状態、最近報ぜられるところによると、もう五カ月にわたる在庫をかかえてたいへん困つてゐる。三カ月で満々だそうでありまして、それをもう越えてゐる状態だといわれております。こういうような滞貨があると同時に、大型化で大量生産が一方で行なわれる。ことに最近非常に大きな大量生産の能力が出てまいりました。ちょうど昭和三十四年から三十五年にかけて非常な滞貨状態が出て、肥料界が非常に困つたことがあつたのであります。そういう状態が出てくるのではないかと考えられます。

これに對してまず考えられることは、業者としては操業短縮をとるのではないかと、こういうことであります。それによつて生産過剰と価格の下落を抑えようという手は、業者としてはまず業者ら

しい考え方で操業短縮をするのではなからうか。こういうような状態ですが、同時に私は、先ほど申し上げましたように、外国の肥料の競争がだんだん激しくなつて、外国における日本の肥料市場がだんだん狭められるということになつてくれば、ますます需貨状態が激しくなり、需貨増に対する何らかの措置がとられねばならないのではないかと考えます。しかも一番日本の大きな肥料のお客さんは中共であります。現在中共貿易については、松村さんが陣頭に立つて老練に打ち回して出かけておられますが、まだ見通しが立っていない。そういうようなことで実は非常に前途暗たんたる気持ちになつてきた。こういうことについていかなるいまからの心がけが必要なのか、大臣のお考えを伺つておきます。

○説明員(中沢三郎君) 通産省のほうからお答え申し上げます。

いまお話がございましたように、ア系肥料の需貨は実は多くございます。ただ、先生のお話によりますと五カ月というところでございまして、生産総量に對しましては約四カ月程度の在庫をかかえておるわけでございまして、この在庫のよつてくるところは、御承知のように、昨年の中国大陸に對する輸出の成約が数カ月おくれで成立したという影響が今日出てきております。しかし、そうかといひましたとしても、そういう需貨が多いことは事実でございますが、これもいま御指摘ございましたように、現在行なわれておりますところの中国との覚え書き貿易の成果いかんにもかかわるわけでございまして、これは結果を見ないとわからないわけでございまして、しかし肥料工業の立場から考えますと、中国なりあるいは東南アジアにおきまして、中国の肥料の潜在需要そのものはやはり大きいわけでございまして、これをいかに顕在化し、それに対して地理的に有利なわが国の化学肥料を送るかということにかかっていると思つてございしますが、したがいまして、中国との交渉の経過を見ながら、なお新しい事態に對処いたしまして、できるだけ操業短縮というよりなことに

よりますコストの値上がり、その悪循環というものを避けるような方向で輸出の振興をはかつていきたい、こういうふうな考えをわけでございまして。○国務大臣(倉石忠雄君) 中共は、肥料にとりましてはかなり大きな得意先であることは申すまでもありませんので、松村老をはじめ御苦勞を願つておる話を実を結ぶように私も願つておるわけであります。

○武内五郎君 次に、特定肥料については、尿素が今日まだ指定されていない。御承知のとおり、尿素はぐんぐん伸びて、もう肥料の単肥としては最も王座にすわつてゐる。それが今日指定されていないというところは、何かやっぱ肥料の対策としての手落ちがあるように感じてくるわけなんです。これについて第六十一国会の衆議院の農水で、ちよと池田局長がこの問題について答へておられます。永井衆議院議員の質問に對して答へられておられます。それによりますと、この尿素有な指定しないか、政令を改正して尿素有を指定すべきではないかという永井議員の質問に對して、これは法案が成立をいたしまして施行されまするときに同時にそういうふうにしたと、こう言つておられます。今日まだそれがされていらないことはどういふことか、指定をこれからやるつもりなのか、お伺いしておきます。

○政府委員(池田俊也君) 前の国会でそういうお答えを申し上げたわけでございしますが、その考え方は現在でも全く変わつておらないのでございまして。今回御審議を願つております法案が成立をいたしましたならば、さつそく尿素有を追加して特定肥料にいたしたいと、こういうふうに考えておるわけでございまして。現在実はいたしておりませんのは、御存じのように、現在の状態というのは非常に変則の状態でございます。昨年の夏までに廃止するものとすると、現行法は実はこういう規定になつておるわけでございしますが、その解釈をいたしましては、なお法律の内容といたしましては有効である、こういう見解を法制当局も下しておるわけでございしますが、何せ非常に変則状態で存続

をいたしておるということでございしますので、そういう変則状態のもとにおきまして政令指定をいたすというのはいかにも適当でない、こういういろいろな——公正取引委員会等もいろいろ話し合ひをいたしました段階でそういうことがございまして、実は御遠慮をいたしておるわけでございまして、法案が成立をいたしましたならばさつそくにも指定をいたしたい、かように考えております。

○沢田実君 このたびの法律案の提案理由を見ますと、内需の確保と、国内価格の低位安定と、輸出体制の一元化ということがこの法律で一番肝心な三つの柱だと、こういうふうにして説明もされておりますし、そのとおりだと思ひます。私は、これからいろいろお聞きをいたします趣旨は、内需の確保は現段階では十分にできるのではないか、あるいは価格の安定についても、輸出の一元化についても、もはやこの法律がなくとも十分可能ではないか、こういう立場で質問をいたしますもので、そのつもりでひとつお願いをいたしたいと思ひます。

まず内需の確保でございますが、現在の生産状況を、いただきましたこの資料に基づいて見てみますと、内需それからプラス輸出ですが、輸出については三十八年以降ずっと統計を見てまいりますと、すでに四十三年には三十八年の倍近くに輸出が伸びております。さらに生産はそれを上回つて、尿素有の欄を見ただけでも百七十二万トン、いわゆる生産と内需プラス輸出の方式でやってみますと、それだけ残つてゐる計算になります。こういうことですので、すでに内需の確保というものは、この法律ですでに役目を果たしてゐるのではないかと、こういうふうに思ふわけですが、まずその点について御説明をいたしたいと思ひます。

等も伺ひました結果、やはりこういうような形の方向が肥料行政として最も好ましい方向である、こういうことで法案の立案をいたしまして国会に御承認を受けたわけでございまして、その当時の事情と現在とを比較いたしましたしてみると、かなり事情が異なつた点がございまして、非常に生産能力が大きくなつて、内需のウエートが減つたというふうなことがあるわけでございしますが、しかしながら、やはり先ほどいろいろ御指摘があつたわけでございしますが、肥料というのは、何といたしましても、農業生産では最も基礎になる資材でございまして、特に今後農産物価格が急速に上昇をしますと、その価格の低位安定というものが非常に必要でございます。そういうような意味で、内需を確保すると同時に、低位の価格安定を確保する、こういうことが必要であるわけでございします。

それから一方、これは通産行政の範囲になるわけでございしますが、先ほどいろいろ御指摘ありましたように、海外におきまして輸出競争というものが非常に激化をいたしておりまして、まあカルテルによりまして国際競争という形になつておりますので、日本といたしましてはそれに対抗するための方策を考えていかなければならない、こういうふうなことがあるわけでございします。そういうふうないろいろな事情を考えますと、いろいろな面で変化はございしますが、基本的にはやはりこういうような制度、やり方をぜひとも当面は続けていく必要がある。そういうふうには実は私も考えておりまして、御審議をお願いしておる次第でございます。

○沢田実君 局長は私の申し上げたことを聞かなくて御答弁になつてゐる。全体的な答弁になつてしまつたと思ふのですが、そういうものを一つ一つ結果、あなたは、できた当時とあまり変りはないとおつしやつておられますけれども、私の申し上げるのは、内需プラス輸出、その輸出は昭和三十八年ごろに比べればすでに倍額になつてゐる、それ

だけ伸びている。しかも尿素の統計で見ますと、そういふふうにしても三十八年から四十三年までの生産、内需、輸出の合計をしてみますと百七十七万トンも余る計算になっているのです。ですから内需の確保ということは、五年間の法律の結果によつて十分内需の確保ができる段階になったのじゃないですか、こゝろお尋ねをしているわけですか。

○政府委員(池田俊也君) 的確なお答えをいたさないではなはだ申しわけございませんでした。いま御指摘の点は、私も内需の確保と云つておりますのは全体の数量として確保するということが一つございいます。その点は確かに御指摘のように内需のウェイトは全体といたしましては減つてまいっているわけでございますから、前に比べますとやや減退したような感じを受けますけれども、しかし肥料というものは御存じのようにこれは一つの生産時期との関係がございまして、内需として要ります時期と、それから輸出いたします時期と、やや似たような時期に競合して行なわれる可能性があるわけでございます。でございますから、そういうような点を全く自由に放置をいたしますと、そのときどきのいろいろな輸出情勢等によりまして内需が非常に攪乱をされる、こういうようなこともございいますので、やはり的確な需給見通しを立てまして、そして国内用といたしましてはこういうような数量をこういう時期において確保すればよろしい、残りは輸出に回してよろしい、こういうのはつきりした見通しを立ててやりませんと、いろいろ問題が起つてまいりますので、そういうような時期的な調整も含めまして内需の確保ということが必要である、そういうふうな考へておるわけでございます。

○沢田実君 せんだつて、もの説明書をお持ちになったときにそのことをお聞きしました。そして内需は大体十月から三月までだと、中国向けの輸出は年中よろしうございまして、ですから十月から三月までという特定の時期に内需を確保する必要があるといういまお話ですけれども、これは

現在の輸出の状況ではその心配はございません、内需はいつでも十分確保できます、こういうふうなことは説明を聞いております。

○政府委員(池田俊也君) どういう者が参りまして御説明申し上げたか私、実は知らないのでもございいますが、先ほど申し上げましたのが私どもの基本的な考へ方でございます、必ずしもそれはそのときどきの事情で、中共輸出等とはたとえば前年におきましては時期がおくれるというふうないろいろな事情がございましてたけれども、やはりそういう輸出によりましていろいろな事情の変化というものが国内にそのまま波及をいたしまして国内の内需を一時的に圧迫をするというふうなことがあつては非常にこれは問題でございますので、そういうことがないようには、これは法律にもはつきり書いてあるわけでございますが、見通しを立てまして、そして見通しに基づきまして残りを輸出に回す、こういうのが基本的な考へ方であるわけでございます、そういう事情はやはり私どもは基本的には現状においてもそれは変わつていないといふふうな考へておるわけでございます。

○沢田実君 これは通産省のほうにお聞きをしたのですから、通産省のほうではいかがですか。

○説明員(中沢三郎君) 基本的にはたゞいま池田農政局長がお答え申し上げたとおりでございますが、ただ全体の数量といたしましては、法律当初よりも国内の内需確保という観点から見ました場合に、緩和の条件が熟しているといふことはある程度言える、こういうふうな考へるわけでございます。

○沢田実君 昨年この法律が出ましたときに特定の内需の需要期の確保ができないからこれが必要だ、こういう説明があつたので、私はその点を指摘してお聞きをした、いやそれはそうじゃない、それは心配ないのだ、—変わつております、こういうような説明がわざわざあつた。ここの答弁と違つたような説明なら説明に来なくてもいい、それはわかりました。それ以上言つても何ですから、それでは次にまいります。

通産省のほうの担当になるかどうか知りませんが、けれども、四十四年度では尿素だけでも八十万トンの減産になるような見込みのようですが、これは何か特別な事情があつたのですか、対前年比……

○説明員(中沢三郎君) 四十四年度の尿素の生産が前年度より減産するといふことはなないといふふうに承知しております。

○沢田実君 あなたの方、私にこゝろして資料がござつて、そして違つたことを答弁されてはしやうがない。それならこれは農林省の統計だから農林省にお聞きしましょう。

○説明員(中沢三郎君) 先生のもとにお届けいたしました御説明申し上げました資料は当初の見通し計画でございますが、私がいま申し上げましたことは四十四年度の尿素生産の実績の立場から申し上げた関係上、前年度よりも少なくなるようなことはなないといふふうにお答え申し上げたわけでございます、御了承いただきたいと思ひます。

○沢田実君 それで私は少ないと申し上げたのはなしに、少ない見通しのようにあるけれども何か事情があるのですかとお聞きしておる。

○説明員(中沢三郎君) 先ほどもお答え申し上げましたように、昨年度の中国との輸出成約が、時期が数カ月ずれておる関係上、在庫がかなり多くなつてまいつてきておつたわけでございます。したがつて、四十四年度の生産計画を立てる場合にそれを考慮いたしまして、通産省といたしましては生産見込みを若干落としました、こういう次第でございます。

○沢田実君 そうしますと、その在庫の状況等を考へて、実際の生産能力よりも下回つた見通しをつくつて、それでメーカーに対しては大体この辺で生産しろ、こんなふうにするわけなんですか。

○説明員(中沢三郎君) 生産見通しを、いまお話しのごさいますように、政府が立てましたも、それに基づいてメーカーがその範囲内で生産しなければならぬという趣旨の指示はいたさないわけでございます。あくまでも政府の生産及び需給に

対する見通しとして立てたわけでございます。

○沢田実君 次にお尋ねしますけれども、新しい計画がありまして、その計画が完成をいたしますと、一千四百万トン、それで内需が四百万トンで一千三百万トンの輸出をしなくちゃならないことになるわけですが、内需の確保なんといふことは、もう十二分にできるような数字の計算になるわけですが、もうそれだけ輸出が伸びる可能性が現段階において考えられるかどうか、その点の見通しをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように第二次のアンモニアの大型化計画を立てたときの需要見通しといたしまして、御指摘のような数字の増を見込んだわけでございます。これは検討する中身といたしまして内需、輸出及び工業用、三つの要素について考えたわけでございますが、当時考えました内需見通しといたしましてはほぼ二、三%の増を見込んだわけでございます。その後総合農政の展開というふうなこともございまして、若干内需が考へておりましたほど伸びないといふ要素が出てきておりますが、大きな狂ひはないのではないかと。それからまた輸出につきましては、過去の状況などを考へまして、あるいはまた輸出意欲というふうなもの、目標というふうな要素を加へまして、八%ほどの輸出増の見込みを立てました。そのほか工業用のアンモニアといたしましては、非常に年率一五%以上高い需要増を年々統けておりますのでありますが、かなりきつめな増加といふものを考へて需給見通しをつくりましたので、実際にはかなり計画以上の工業用の需要の増加があるのではないかとこゝろに考へられるわけでございます。したがつて内需、輸出、工業用の増加というのを総合して考へますと、ほぼ当初考へておりました需給見通しに現在の段階でも大きな狂ひがなく推移し得るのではないかと、こゝろに考へておるわけでございます。

○沢田実君 その内需のこととはわかりましたが、一千四百万トンの輸出が可能の見通しなのかどう

○沢田実君 それでは次にお尋ねしますが、その末端価格は、全購連の扱っている末端価格はどれだけで、元売り商社がどれだけになっておりますか。

○政府委員(池田俊也君) 末端におきます価格の資料としては、統計調査部で調査をいたしておる資料があるわけですが、これは商人系統とそれから農協系統と区別をして実は調査をいたしておりますので、末端におきますという具体的な差異があるというところは実は的確にはつかめないわけでございます。いろいろな商売上の事情によりまして、ある時期におきますのは商人向けのはが安いというよりなこともあるかと思ひますが、またある場合には逆のこともあるかと思ひますが、ちよつとそこいら的確な数字は持ち合わせがございません。

○沢田実君 なぜ私はそんなことをお聞きしているかといふことは、商社の肥料が単協に流れ込むというところは、商社のほうがあなたの方のおっしゃるよりもメーカーから安く買って安く単協に入れるから単協に流れてくるのじゃないかと、何も全購連がなくとも商社が自由に取引ができるような状態になっているのじゃないか、数量の上ではもう内需を確保するのに十分だけの数量があるわけです。輸出がそんなに伸びるかどうか心配されるほど数量があります、実は。あなた方はメーカーから出る値段は全購連も商社も同じだとおっしゃっておられるけれども、もしそうだとすれば、全購連はわずか二・二%の手数料でやっているわけですから商社が単協に入れるというところは考えられない。そうすると出ている価格は違ふのじゃないか、何十%か減っているわけですから、単協に入っているわけですから、その辺がはつきりしない、この法律があるから価格は安定している、低位安定じゃなくてこれは高位安定じゃないか、こういうことが考えられますので、その辺、どの辺まで掌握していらっしゃいますかお聞きしたわけですが、その辺あまりはつきりしていないようですので次に移ります。

実際に単協の末端価格にまゐりますと各単協がばらばらです。ばらばらであるというところは、着駅の貨車渡しですのでそこからおろして持つていく、農協まで持つていつて農家の庭先へ持つていくという運賃がかりますからばらばらというのはいやむを得ませんけれども、あまりにもひど過ぎます。差が。そういうふうな非常に、硫酸の値段で申し上げますと、まあいま末端価格がお宅のほうの統計では七百八十一円が全国平均だところおっしゃっておりますけれども、地方別にお調べ願つたのにもありますけれども、同じ県でも市によつて百円くらいの開きがある。末端価格になぜそんなに、同じ硫酸なら硫酸一俵でなぜそんなに百円も開きができてきているのか、そういう点はどんなふうに調査していらっしゃるでしょうか。

○政府委員(池田俊也君) これはいま先生からもお話しございましたが、消費者の庭先まで運びます場合にはこれはいろいろな小売りの商の経費でありますとかその他の経費がかかるわけでございます。そういうのは地理的な条件によりまして非常に違ひますので、百円というお話がございましたが、それは非常にまれな例外であらうと思ひわけでございますが、かなりばらつきがあるのは事実でございます。それはもつぱら私どもはそういう、運賃費でございますとかそういうよりなもの、価格に影響しておるといふふうに考えておるわけでございます。

○沢田実君 それはそういうふうにおっしゃつてもそれだけの、一俵当たりそういう雑費が一体どのくらいかかると言つて単協に聞いてみると、二十円だとか二十七円とか言っているのです。そんなに違ふものじゃないのです。私も市を幾つか聞いてみました、直接電話をして。そうしますと条件がほとんど同じような条件でありながら相当の違ひがあるのです。なぜそんなに末端価格に違ひが出てきているのかということなんです。

かかなり違ひまして、それによつて差が出てくると思ひわけでございますが、なお単協によりましてこれは全く同じ経費ではございませんで、その単協の経営内容によりましてそれに必要な経費の額というものが違つてまいる場合がございしますので、それによりまして差異を生ずると、こういうことであらうと思ひわけでございます。なお、もちろん単協の場合と商人経営の場合とでございすればなおそれはその差異があるわけでございます。

それから、先ほどお話ございましたことにも関連いたすわけでございますが、私もやはり現在の肥料末端価格というものは農協系統の価格がやはり基礎になつていてというふうには実は考えておるわけでございます。商人系統といたしましては当然それとの競争がございしますからある時期におきましてはかなり無理をいたしたとしても安い価格で販売をするということがございます。しかし、それだからもういまのようなシステムは要らないというところには相ならないわけでございます。これは農協の事業一般と商人系統の事業の違いの点でございますが、そういう農協の価格に対して商人系統の方がかなりある場合におきましては競争いたしまして需要者を確保するということがございしますので、一時的にはかなり安く販売をいたしましてそういう状態は必ずしも長続きできない、こういうこともあるわけでございます。

○沢田実君 局長、私申し上げているのは、局長の答弁の趣旨と違ひまして、同じ農協でありながら、同じ条件であるのに末端価格で非常な違ひがあるということなんです。ですから、その違ひはあながおっしゃる通りに輸送や何かにかかるとののだらう、それもわかります。だけれども、そう違つても一俵当たり二十四とか二十七円とか一十円も違へばたいへんな違ひなんです、一俵当たり、相当距離が離れておつたつて、そのくらいでできるのです、それが百円もの開きが第一線の単協にはあるということなんです。それ以上は申し上げませんので、そういう現況であることをよく掌握を

していただきたいと思ひます。
次に申し上げたいのは、全購連がメーカーから買いますときに、先ほど来御説明がありましたように、若干早目に引き取るためにメーカーが倉庫に保管するのを現地の単協が保管する、その保管料だけ安くする、それはわかります。それ以外にどういう名前かわかりませんが、それ以外にからある程度の手数料みたいなものを全購連がもらつていて、こういうことを私聞くのですが、その実態をどのように掌握なさつていらっしゃるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君) 御指摘のように、全購連が私も詳細な正確な名前は存じませんが、メーカーから協力費といつたようなたぐいの金額につきて、相当な金額でございしますが、受け入れをいたしておる、そういう事実がございします。これは私どもの理解では、現在全購連は系統組織を通じて肥料の年間共同計算運動、こういうのをやっているわけでございます。これは要するに需要を安定的に十分確保いたしまして、そして年間を通じてこれだけの需要があるというところをまずつかみまして、それに応じましてメーカーとの間の取引をする、こういうことが取引を有利にいたします場合の一つの必須の条件でございします。そのことは同時にメーカーのほうにいたしまして非常に大量の取引でございしますし、その時期が非常にはつきりいたしておれば生産なり出荷なり非常にしやすい、そういう利点がございします。メーカーもそれに応じまして経費が若干安上がりになり若干の協力費を支出するので、そういうものに應じて若干の協力費を支出する、こういうことをやっているようにございします。なお、全購連はそういうことで受け入れました金につきましては、奨励金——いろんな名前がついていてございしますが、奨励金というよりな形等で県連あるいは末端の単協に流す、それでおおそういう運動を強化する、こういうことでやっておるというふうに私も承知をいたして

おるところでございます。

○沢田実君　こういうふうなきめた値段以外にメーカからそういうのをもらっているというところ局長はいつごろおわかりになったのですか。

○政府委員(池田俊也君)　私自体は不勉強でございますが、これは担当課として必すしも最近ではございませんで、かなり前からそういう事態がある、これは御存じのように農林省は農協の検査をいたしておるわけでございまして、全購連につきましても従来検査をいたしておりますが、その段階で把握をいたしまして、これはいろんな考え方があろうかとは思いますが、どうも非常に仕組みがややこしいわけでございまして、またその金がどういふふうな末端組織なりあるいは消費者にどういふふうな還元されることが確保できるのかという点について問題がございしますので、こういうものは整理をするのが望ましい、こういうことで従来検査を行ないました段階におきまして指導をいたしておるわけでございます。

○沢田実君　どうも局長のお話と、私が聞いておる話と一つ一つ違ひますので非常にまずいのですが、大臣、実は農林省の方の御説明と通産省の方の御説明を事前に私も聞きまして、その段階ではそういうものがあることは農林省も通産省も知りません。つい最近そういうふうに答弁していらつしやるのです。ところが局長は、私は最近聞いたけれども、担当のほうではちゃんと会計検査をして十分そういうことがわかつておるとおっしゃいますけれども、要するに全購連がメーカからもらつておる金は、これまでここに明らかにされておりました。メーカのほうとしてもはつきりものを言いたがりません。しかしメーカから全購連に出ていることは間違ひございません。そこでいまおっしゃるように出ておることは間違ひありませんので、その値段だけ末端価格が安くなつておるかという、先ほど末端価格をお聞きしたように、それだけ末端価格が安くなつておるといふ証拠が何にも出ておりません。そういうわけ

けでございますので、私はせつかくこういふ法律

をまた五年間延長して、そうして価格を安定し、内需を確保し、しかもいまいへんな日本の農業段階です。これを交えておっしゃるならばもう少し農協の方々の農家の方々の立場に立つてメーカから安く買ったならば安く出すと、六百何ぼですか、きまつた値段よりまた五円でも十円でも下げることができたら、自分たちが口銭をもらふよりは、六百六十八円七十一銭をまた十円でも五円でも下げる、こういうふうなお気持ちがあるならば、私はこの法律を延ばしてもいいと思ふのです。ところが事実はそうじゃなしに、そのことについてはいろいろなうわさもありまして、私は確かなものを持っておりません。うわさだけではものを申しませんが、確かにメーカは出しておられますし、全購連はそれを受け取つておることは間違ひなさそうです。そこで私はそれに対する大臣のお考えをお聞きすると同時に、もう一つは、ここで資料がないものを何だかんだと言つておつても始まりませんので、そういうふうなメーカから年間に全購連はどれだけの金を受け取つて、その金をどういふふうに使しておるのか。そういう資料を私は要求をしたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君)　私もきょう初めてこのことを承るわけでありまして、先ほど農政局長が申し上げたとおりだと思ひますけれども、お説のように、中間で、ロスでもないでしやうけれども、もしロスがあるとすれば、それを整理すればそれだけ傘下の需要者の利益になるわけでありまして、全購連でもそれらしいものやつておいでになるのだと思ひますが、いまのようなことについてたゞいま各々から要望されておるものは、農業団体に対するいろいろな意味における検討をせよということでありまして、たゞいまのようなお話等もよく当事者とも会つて話を聞いてみたいと思つております。できる限り調査いたしまして、御要望でございますから出すようにいたします。

○沢田実君　では、価格の問題はそのくらいにいたしまして、さらに価格を下げるように御努力をお願いしたいと思ひます。

次に、生産の合理化によつて価格は相当に下がつたようにこの書類にはなつております。次の段階の大型合理化によつてさらにまた価格が下がつていくであろうことを期待しておりますが、反面、流通経費が非常に値上がりをして、農家渡し価格というのは、せつかく生産合理化で下げてもらはない心配がございまして、

で、通運料金の値上げでございますが、これも相当肥料に与える影響が大きいと思ひますが、汽車の関係はよろしいと思ひますけれども、それが駅に着いてそこで荷扱つて車協の倉庫に入れてということになりまして荷扱いが高くなります。またその倉庫料金の値上げということも問題になつております。で、倉庫料金の値上げがござい

ますと、メーカが倉庫に入れてある間値上げになりますと約束をする価格にもまた影響が出てくるのじゃないかということが心配されます。それからもう一つは、国鉄の運賃で政策割引引きというものがございまして、それも来年から廃止をしてくれというような要求が国鉄から出ているやに聞いております。いろいろな点でせつかく合理化をして単価を下げましても、そのような流通経費がかさむことによつて、またひとつ農家の末端の価格がちつとも下がらない、あるいはかえつて値上がりするということも考えられるわけですが、その辺の御配慮はどのようになつて

か、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(池田俊也君)　御指摘がございましたように、通運料金の値上げが先般あつたわけでございまして、これにつきましては当初七割ぐらい値上げをしてほしいという御要望がございまして、私どもはそれは消費者に対する影響から言ひましてあまりにも値上げ幅が多過ぎるということで、いろいろ関係省間で折衝をいたしまして、人件費の値上がりということもございまして、ある程度の値上りは避けることができないと判断をい

たしたわけでございますが、まあ七割というわけにはまいりませんので、一九・八%の値上り

これを押えまして認可をいたしたのでござい

ます。こういう通運関係の値上りによりまして、その前に港関係の荷役についても値上げがございしましたが、合わせますと肥料関係で十八億円というぐらゐで約一%に該当するわけでございます。これは極力努力をいたしました結果がそういうことであつたわけでございまして。

なお、今後倉庫料金の値上げが一応業界から要望されておるわけでございまして、六割程度の値上げをしてほしいという御要望がございまして、これをそのまゝ認めるということになりますと、肥料の分野におきまして約八億円の値上がりになります。これはやはり非常に大幅でござい

ますので、もう少しとにかくに納得のできるものになければならないということで、私どもは極力値上げを避けたいわけでございまして、目下関係者間におきまして話し合ひをいたしておる段階でござい

ます。

なお、国鉄によります公共負担の問題、これは金額で計算をいたしますと約二十六億ぐらゐでござい

ますが、これにつきましてはまだ具体的にどういふという話は私も伺つておりませんが、いづれにいたしましても肥料価格には非常に影響がある問題でございまして、慎重にこの問題は対処をいたしたいと、こういう気持ちでござい

すけれども、倉庫料の値上げの場合はそういうふうな認可が要りませんので、歯どめがきかないのではないかと思ひますけれども、いまお話のようにお話し合いによって相当特別に倉庫料の値上げの率を少なくすることが可能な状況かどうか、この辺はどうでしょうか。

○政府委員(池田俊也君) 倉庫料金の値上げにつきましては、これは従来も大手の利用者と倉庫業界との間で極力折衝をいたしまして、そして利用者がある程度はやむを得ないということ、曲がりなりにも納得をいたしました上で値上げをするということが従来のルールみたいなことになつておるわけでございます。肥料につきましても非常に大手の利用者でございまして、そういう業界の意向を無視いたしました一方的に値上げをするということはこれはあり得ないというふうに考へておるわけでございまして、私どもは妥当な結果が出ることを期待いたしておるわけでございます。

○沢田実君 その倉庫料の計算が従価料金から量目料金に変わるようなこともお聞きしておりましたが、その辺の状況はどうでしょうか。

○政府委員(池田俊也君) まあそこらの問題も若干そういう話があるというふうには聞いておりますが、具体的に目下の折衝段階でそれをどう扱うかということの方法につきましては、私どもまだ承知をいたしておりません。

○沢田実君 それでは最後の輸出体制の一元化という問題についてお尋ねをしたいわけですが、第二次大型化の計画が完成をいたしますと、いままで二十社ぐらいあったのが大体八つぐらいになつてしまふ。それがさらにもう一歩前進をいたしますと、おそらく三井、三菱系のメーカーだけが残つて、あとはもう肥料はみんなやめてしまふのではないかと、あるいは見通しが話されているような昨今でございます。そういうような現況を考へますと、この法律で輸出体制の一元化というふうなことで特別なことをしなくても、これは三井、三菱系の商社であれば非常な力を持つており

ますのでできるのじゃないかと思ひますが、その点どんなふうに農林省としてはお考へでしようか。済みません、通産省ですか。

○説明員(中沢三郎君) 御質問の第二次大型化計画によりまして肥料メーカーの数が非常に少なくなるのではないかと、しかもそれが、少なくとも各メーカーのグループを考へれば輸出体制の一元化というふうなことも必要ではないかという御趣旨の御質問かと思ひますが、現在行なつておりますところの第二次のアンモニアの合理化計画の八計画というのは、アンモニアメーカー、したがってアンモニアからつくる尿素なり硫酸メーカーが入社になるという計画ではないわけでございます。八計画に参加しますところの既存のアンモニアなり、ア系の肥料メーカーの数はほとんど変わらない状態でございまして、その構造改善以前に二十三社あります会社数、メーカーなり販売を行なつておるところの会社数が二十一社になるという程度でございます。それによりまして、言つてみれば非常に少なくなつたグループが市場を何といふますか大部分を占めてしまふという事態になるのではなくて、従来とほとんど変わらない状態であるが、事態が推移していく、こういうふうな考へておるわけでございます。もちろん八計画の中身を見ますと、それぞれ関連のある会社が共同投資というふうなことをやつておるもので、そういう意味におきましてはグループ化というふうなことが行なわれていくわけでございます。しかし、それがこのまま輸出体制の一元化というふうな効果を代替し得るような、何といひますか、少数のグループ化がはかられるというわけではないわけでございます。それはただいま申し上げましたように、国内の各社の実態はそう変らないといふことのは、輸出体制一元化の問題は、単にそういう国内体制の寡占状態との関連におけるというよりも、大きなねらいをいたしましては、主要な輸出国の先々が、中国なりあるいはインドなりインドネシアというふうなところがほとんど輸入の一元化、国家によりますところの輸入の一元化というふう

なことの体制をとつておることに対応するものでございまして、そういう意味からいいますと、依然として現在の輸出一元化の体制はこのままでいく必要があるのではないかと。ことに大型化の必要から第二次合理化計画を進めておられますが、その完成という過程を考へますと、そこに一挙に大型化計画が実現するわけではございまして、国内秩序及び輸出秩序を保つという意味において必要なものである、こういうふうな考へておるわけでございます。

○沢田実君 最後に大臣にお伺ひしたいのですが、いまずっと申し上げましたように、内需の優先確保は十分にできさうだ、価格につきましてもこの法律でなくても価格の安定はあるいはできるのではなからうかといういろいろお尋ねをしてきたわけですが、輸出の一元化の体制についても、この法律がなくても、あるいは五年というふうな長い期間を要しなくとももうできる体制になつておるんじゃないか、私はこういうふうな立場でいろいろ質問したわけですが、大臣としてはどうしてももう五年これを延ばさなくちゃならないというふうにお考へであるかどうか承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私どもは総合農政という考へ方に立ちましていろいろ農政を進めてまいりますために、一番大事な肥料その他の生産資材というものの価格の低位安定な供給を必要とすることは申すまでもございせん。そこで、先ほど来いろいろお話し合ひもございましたように、肥料をとつて考へてみますと、だんだん大型化になつてその国際競争が非常に激しくなつてまいり、こういうことに対処いたしましてやはりもうしばらくこの法律を存続させることが必要ではないかと、このように考へまして、延長の御質問を得たいと思つて御提案申し上げておる次第でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○北村暢君 だいたいこまかい質問が出たようでございますから、私もなるべく重複しないように御質問いたしますが、まず需給計画、需給の問題に

ついてお伺ひいたしますが、消費構成の上からいって米の生産に対する肥料の使用量というのは非常に高いわけでありまして、

【委員長退席、理事高橋雄之助君着席】
今度の米生産調整の問題が出てまいりまして約一割減反をするということになりますと、大体趨勢的に見まして四十三年度の肥料年度における国内の需要に対して従来の需要の伸びからすれば低くなつておるわけですが、特に肥料の内容等も確安は前年に比較して四十三年度は減つておりますし、塩安は若干ふえておりますが、まあ肥料の内容、内容的には高度化がふえてくる傾向にあるように思ひますが、それでも相対的には肥料の内需が停滞してきておるという傾向があるわけですが、それに加えて米の生産調整ということでも内需の減少を来たす原因が加わつておるわけでありまして、四十五年度のアンモニア系窒素肥料の需給の計画はどのようになつておるでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 需給の計画の前に一般的な考へを申し上げますが、米のほうで使つております肥料の割合は大体肥料の四割でございます。百五十万トンに相当する休耕及び転作が行なわれるわけでありまして、それが行なわれたといひましたとしても、肥料の需要量の四割の減少ということになるわけでありまして、まあさらに全部が休耕するわけでもありません、転作もわれわれはできるだけやつてもらふようにお願いをしておるし、また相当部分が他作物への転作が考へられるわけでありまして、そういうことを考へてみますと、今度の米の生産調整によりましてもやっぱり園芸作物その他の施肥肥料の増加を計算しなければなりませんので、たいした違いはないのじゃないかと、このように見ておるわけでありまして、いまの需給量のほう、ちよつと……

○政府委員(池田俊也君) 概略の傾向につきましてはただいま大臣から御答弁がございましたが、具体的な数字につきましてはまだ確定したものができておらないのでございまして、現在関係省間におきまして検討中でございます。まあしかし傾向

といたしましては先ほど大臣からお答えがあったとおりでございます。

○北村暢君　そうすると、四十五年度の内需の計画は検討中で、これはいつごろ――生産にもすぐ関係してくるわけでしょう。それは春肥の問題も出てくるし、検討中ということのようですが、いつごろ確定されるのですか。

○政府委員(池田俊也君)　これは御存じのように、肥料年度は七月から六月末ということに相なっております。現在では四十四肥料年度はやや終わりに近づいている時期でございます。それで従来の例でございますが、六月中には関係省庁におきまして数字を確定いたしまして四十五肥料年度からの基礎的なデータにいたしたいということでございますので、もうあと二カ月程度はかかるかと思っております。

○北村暢君　そうすると、内需は米の生産調整によってもあまり影響は受けないということの答弁のようですから、肥料の生産にはあまり影響はしないだろう、こういうことの答弁で受けとめます。それで四十三年度の在庫量が大体アンモニア系窒素肥料全体で、いただいた資料によると、四百四十一万トンくらい在庫があるようでございます。この原因と、四十四年はこれはまあ現在集計ができておられないかもしれませんが、この中国の輸出の関係の契約高、これとの関係から四十四年度は一体どういう傾向にあるか、この点御説明願います。

○政府委員(池田俊也君)　四十四年度の動向が基礎的に必要なわけでございますが、先ほど大臣からお答えがありましたような一般的な状況でございますが、内需といたしましては前年に比べて若干大きな違いはないのか、ただ気分と申しますか、やはり生産調整という非常に大きなショックがございますので、従来の傾向で申し上げますと若干肥料の出荷が停滞をいたしております。そういう事情がございます。それから輸出面におきましては、これはまあ通産省の担当でございますが、先ほどもお話ございましたように、前

年の中共輸出が非常に時期がおくれてきて、それがかなりずれ込んでおりますので、それが全体の需給に影響をいたしております。現在在庫量がかなり多いわけでございます。年度当初の数字でございますが、大体ア系の窒素肥料で申し上げますと、大体三百三十三万トンくらい在庫がございます。それでもかなり適正在庫に比べますと在庫量としては多いわけでございますが、そういう実態でございます。そういうような上、今後四十五年度の需給見通しを立てるわけでございますので、四十五年度の需給見通しをいたしましては、やはり輸出を相当大幅にふやしていくことによりまして需給を逐次妥当なものに持っていく、こういうことが必要なことであろうと考えているわけでありま

す。

○北村暢君　四十四年度の内需も停滞はしているが、大体ア系窒素肥料全体で内需は四百四十一万トンくらいあるのですか。それから在庫が四十四年度肥料年度で現在で三百三十三万トンくらいある、ということになると、この四十三年度の四百四十一万トンというのは相当な在庫ですわね。適正在庫とは言えない。さらにそれが倍の三百三十三万トンという、内需を百万トンくらい下回る程度のこれはばく大な在庫ですわね。ですからそうなりますと、この肥料がだぶついてきておるといふ実態ですが、それを通産省側にお伺いしますが、その原因が四十四年度の中国貿易の契約高、四十五年四月までの契約済みのものが、

〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕
大体四百三十五万トンであったというふうに言われておりますが、さらにその昨年の十月ですかね、硫安と尿素が追加契約が成立してこれが五十三万トン。大体四百八十八万八千トンくらい中国との間に契約済みになっている。これが一体輸出実績は――契約はこうでありましたが、輸出実績は一体どうなっているのか、この三百三十三万トンの在庫との関係がどうなっているのか、ということをお伺いしていただけないか。

○説明員(中沢三郎君)　契約ベースにおきますと

この中国との間の数字はほぼ先生ただいまお話のとおりでございますが、それが四十四年度の在庫との関係でございますが、御承知のとおりに四十三年度、四十四年度におきますところの中国との成約自体がおくれて、したがっていましてその船積みがほぼ半年くらいおくれしているというふうなことから、現在、四十四年度で申し上げますと約三百三十三万トンの在庫になる、こういう関係でございます。

○北村暢君　まあ契約自体おくれたのだけれども、実際に引き渡したものは一体どのくらいになつて、契約高のうち四十五年三月現在契約済みのものがどのくらい実施されないで残っているのかこれを聞いています。

○説明員(中沢三郎君)　先ほど申し上げましたように、船積みがおくれて押さえてきたわけでございますが、年度末船積みの期間が昨年の六月から今年四月末までということになっておりまして、契約数量全量の船積みは今月末までに行なわれる、こういうことになっております。

○北村暢君　今月末までに四百八十八万トンが船積みされてお三百三十三万トンの在庫が、三百三十三万トンになるか知らりませんが、四月末でそれでは在庫幾らになる見通しですか。

○説明員(中沢三郎君)　いまここに持っております数字が肥料年度末の数字でございますが、先ほど申し上げましたように四月末までに契約数量全量の船積みが行なわれました場合におきますと、四十四肥料年度末の在庫として硫換で約四カ月ほどの在庫になる、こういう計算になるわけでございます。

○北村暢君　大体わかつてまいりました。そうすると、四十四肥料年度の中国向けの膨大な四百八十八万トン何がいかに多いのか、中国へ輸出される、そういうことにおいて四十四肥料年度のことし六月の末に在庫がおかつ三百三十三万トンになるだろう、こういう見通しなんですか。

○説明員(中沢三郎君)　そのとおりでございます。

○北村暢君　これは相当なものですわね。そうなるかと大へんことになるように思ふ。そうしますとちよつとお伺いしますが、この第二次アンモニア設備の大型化の計画の完成時における需給の見通し、これは四十六肥料年度、再来年度を見越しておるのですが、この肥料用内需、輸出、工業用合せてアンモニア設備四百二十一万トン、これはアンモニアでの計算でありますから、この四十六肥料年度におきますアンモニア系肥料の需給計画はどういうふうになっておりますか。これアンモニアに換算すればどういうふうになりますか。

○説明員(中沢三郎君)　御指摘のように、第二次大型化の完了時である四十六肥料年度の需給見通しは、四十二肥料年度をもとにいたしまして先ほど武内先生の御説明にも申し上げましたような考え方から見通しを立てたわけでございますが、内需におきまして硫換で三百八十二万トン、それから輸出肥料用で七百五十万トン、計一千三百三十六万トン、これが肥料関係でございますが、さらにアンモニアの工業用といたしまして三百六十二万トン、合計千七百九十八万トンの数字を見込んだわけでございます。

○北村暢君　そうしますと、大体内需については若干下がり得る、輸出において七百五十万トンです。これは輸出が内需の大体倍のような傾向になっておりますね。そこで輸出肥料産業、特にこのアンモニア系窒素肥料はもう明らかに輸出産業のほうに重点が移ってきている。これはもう間違いないようでありまして、そこで四十四肥料年度の在庫が三百三十三万トン近くあるということからして、これは輸出の伸びというものが今後大きなウエイトを持つてくるわけでありまして、先ほど武内委員からの質問でもありましたように、東南アジアの各国も肥料の自給体制というものをやってくるという状態でありまして、中国といふものが輸出先における非常に大きな役割を果たすことになるのであります。一体この第二次アンモニア設備の大型化完成後における輸出七百五十万トンの輸出先別の計画は、見込みはどんな

ように考えておられるのですか。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように、四十六年度でアンモニアの第二次大型化が完成した場合の需給計画の見通しといたしまして問題のあることは事実でございますが、輸出そのものの可能性という問題は、先ほども申し上げましたように、主として東南アジア、中国大陸を含めて輸出を考えております。ただグロスとしての見通しを立てたわけでございまして、国別にどういふ輸出を行なうべきかという見通しは立てておらないわけでございまして。ただ、このアンモニア工業という立場から申し上げますと、あくまでもその需給のバランスをとらなければならぬわけでございまして、輸出産業としての性格、実体の強い化学肥料の輸出につきましては、もちろん市場の確保という観点から輸出の実現につとめるつもりでございますが、なお工業用プロパールの需要の増という観点を織り込みまして、たとえば四十二年度の工業用に対しまして、アンモニアの割合を投入ベースで見ますと約三五%でございますが、四十六年度の推計は固めに見ましてもそれは四五%の投入率になるというようないことがございまして、面々相まみましてそのアンモニアの需給のバランスをはかつていきたいというように考えるわけでございまして。もちろん市場の確保という観点から、輸出市場が確保され、なおかつ化学工業の基礎肥料でありますところのいわゆる工業用のアンモニアの供給という二つの拡大をはかりまして、そのバランスの大きな狂いのないように持っていくたい、こういうふうに考えております。

○北村暢君 いや、あなた、現実完成時の輸出は七百五十万トン、こういう目標を立てているのでしょ。そうしてそのグループ別のことを言われておりますけれども、中国を除いたところの輸出先の伸びというものはだんだん減ってきているわけでしょう。そうではないですか。中国を除いたもの、インド、アフリカもこれからいくかもしれないが、韓国も自給するようになってきまして、フィリピンもそうですし、東南アジアもあ

まり将来期待できないだろうということで、中国を除いた以外のところはグループ別に見てあまり伸びる公算がない。四十三肥料年度よりも約二百

万トンくらいのものでしょ。そうすると七百五十万トンということになれば、中国が飛躍的に伸びないと輸出関係が大きな狂いにくるというように思われるのです。ですから相手国の、一番最大の輸出国である中国がこの覚え書き貿易その他友好貿易等で今日非常に交渉が難航している、政府間交渉ではできない、こういう状態で最大の輸出先である中国が政治的にも要素が加わって大きな問題を含んでいるということになると、この輸出があまりにも中国貿易に依存し過ぎているという結果が出てくるわけですね。中国でちょっと狂いが出てくるといういろいろな肥料の在庫がものすごく出てくるという、現実にはそういう問題が出てくるわけでしょう。ですからこの輸出の問題について、一体七百五十万トンの輸出というものをどういふ方針で考えているのか、まあ内需の工業用のことはあとで聞きますが、まずこの点について実際に心配ないのかどうか、中国にかわる市場というものが今後考えられるのかどうか、グループ別ならグループ別に、一体どういふ傾向にあるのか、そういうことを聞いていたわけですね。

○説明員(中沢三郎君) お答えが非常にまずくて申しわけなかったわけでございますが、先ほど東南アジアというのを一括して申し上げたわけでございますが、その中身を考えますと確かに御指摘のように、現在の時点にかんがみましますと中国に対する依存度がきわめて大きなものがございます。そういう観点から言いますと、あまり特定の国に依存度が高いということは承知しているわけでございます。しかし、中国自身に若干不安定の要素があると言いましても、中国市場における顕在化してきている需要そのものについてはこれはかなり大きいというふうに見ることがございますので、まず第一にこの面に期待を大きく寄せ

そのほか、従来、中国のほかにいわゆる借款国としてのインド、インドネシア等への輸出のウェイトがかなり高うございまして、四〇%近い

輸出量の中のウェイトを占めておったわけでございますが、日本ばかりではなくて、欧州あるいは米国のインド、インドネシアに対する借款供与との関係もございまして、現在、両国とも在留過剰というふうな事態でございまして、現在、この国に短期的には大きな数量を期待するのはなかなかむずかしいのではないかと考えておられます。しかし、現在の在庫状況がいつまでも続いている、日本から肥料は買わないという状態が続くというふうには考えておりません。やはり、その両国の農業開発の進展、流通機構の整備、いろいろのことが進展しまして出てきますところのその需要に期待する。のみならず、そういう需要を大きくするような働きかけも、経済協力その他を通じて必要ではないか。そう考えてまいります。現在、現在の時点ではやや苦しいわけでございますが、やはり中期的な見通しとしては、相当期待できるといふふうに考えておるわけでございます。

なおまた、セイロン、パキスタン、あるいは南・北両ベトナムというふうな市場があるわけでございますけれども、セイロン、パキスタンにつきましては、数量がやや小さく、大幅な今後の期待はできないわけでございますが、ベトナムの情勢によりましては、昨年、尿素が両ベトナムで約五万トンほど出たというふうなことを考えますと、今後相当な期待をし得るのではないかとはいふに考えるわけでございます。したがって、四十六肥料年度の輸出用の増加の総量として七百五十万トン、これは四十二年度に比べますと二百万トンの増加でございまして、ここ二、三年の——先ほど申し上げたように、その在庫の圧迫が押せ押せ出ておりますが——ここ二、三年の努力あるいは事態の推移によりまして、全然機運がないということではございませんが、大きな可能性のないことではないのではないかとはいふに考えておるわけでございます。

○北村暢君 それでは、質問が前後しますけれども、大臣に早く帰ってもらったほうがいいかと思

いますから、大臣に関係のある質問だけ先にいたしましょう。いまの国内の肥料の使う形態が非常に変わって来て、単肥が、硫酸等が減ってきて、尿素に切りかわったと思つたら尿素も今度は高度化成に変わってきている、こういう状況なんです。農業技術の進歩、発展というものと、この肥料の利用形態が変わってきているということについて、一体どういふ見通しを持っておられるのか。一方的な肥料メーカーの都合でこういうふうになつていくのか、農業技術の進歩が高度化成を要求しているのか、あるいはこの高度化成に対する使用上の農民に対する指導、そういうものが行き届いておるのかどうか。こういう面について、肥料の種類別の内容が、肥料の形が変わってきておりますので、また窒素系肥料ばかりでなしに磷酸、カリ等の率も非常に高くなつてきているようです。こういう問題について、肥料全体の運用の問題について、いかなる方針で臨んでおられるのか。この点をまずお伺いしておきたい。

○政府委員(池田俊也君) 御指摘のように、肥料の形態がかなり変わつてまいつておるわけでございます。これはいろいろな理由があると思ひます。従来は御存じのように、硫酸のウェイトが非常に高かつたわけでございますが、やはり硫酸は土壌を酸性にする、こういうふうなこともございまして、それが逐次尿素に置きかかると、一方ではやはりいろいろな作物がかなり多岐になつてまいりまして、それに適した肥料を農協等におきましていろいろな指導をする、こういうことで磷酸なりあるいはカリ、尿素等を含んだ化成肥料というふうな形で、そういう指導をするというふうなことで逐次高度化成肥料みたいなものを中心に、そういったもののウェイトが増してきたというふうなことがあると思ひわけでございます。それからまた一方から見ますと、普及員でござい

○北村暢君 農林省は合理的な肥料の使い方を指導する、まあそういうのはけっこうな話なんですが、農民がこれを使いこなせるかどうかという問題が問題だろうと思うんです。そういう面の指導というのは、これは農協も指導しておるんでしょうけれども、そういう普及体制というようなものは行き届いておるのかどうなのか。あまりにも複

ろんな単肥をまぜ合わせましてやるのではなしに、たとえばこういう地方のこういう稲であればこゝろだと、あるいはミカンであればこゝろだと、そういうふうにそれぞれの種類に応じた肥料が出てきているわけでございますして、そういう意味では、私どもはそう心配はないといえますが、むしろかなりせいたくな肥料の使い方が現在なされているというふうに考えるわけでございます。ただ、そういうことでございますけれども、なお合理的な施肥を指導する必要があるのです、現在には御存じのように、普及員とそれから農協の営農指導員が互いに密接な連絡をとりながら農家を指導する、それに基づきまして農家が農協なりあるいはその他から肥料を買うというふうになつてきているわけでございますして、私どもは基本的に、一般的には合理的な施肥が行なわれているというふうには理解をいたしているわけでございます。

それから全購連の肥料の手数料率は、四十三年
度で〇・六二%と手数料の率は若干前年度より低
くなっているようです。その一袋当たり二十キ
ロ詰めで手数料平均一円四十銭、全購連の全体の
利益金に占める肥料の比率というのが、これが四
十三年度で六億六千五百二十一万という、わずか
な手数料でも全購連は六億からの肥料だけの収入
があるわけですね。これが全購連の財政全体の、
利益金全体における一四・七%であると、こうい
う資料をいただいているわけですが、この六億六
千五百二十一万という全購連の肥料に関する利益
の中に肥料メーカーから出る奨励金のようなもの
が、これは手数料だけなのか、これが奨励金なん
かというものが含まれているのか、こういうことが
私はより問題だと思ふのです。で、奨励金とい
うものが出て、それが全購連の経理の中に入ってい
ないとなるとこれは問題になるわけだけれども、
入っておればこれは何も隠したり何かする必要の

よりなことで特約の額に應じまして、これも末端に流すと、こういうことでいろいろな形があるわけでございます。で、私どもは、肥料の確かに全購連がいまそういう運動をやっておりますので、そのためのいろんな経費も要るであらうということとはよく理解をいたしておるのでございますけれども、しかしなるべくならばやはりそういうものは合理的をいたしまして、できるならば消費者に還元をしていくというのが方向としては好ましいのであらうということで、確かにいろんな商習慣もございますし、いろんな事情があるとは思ふのですが、方向をいたしましては先ほど沢田先生から御指摘がございましたが、なるべくそれらは合理化するような方向で指導をいたしたいというふうな、いろんな検査等を通じてそういう指導は従来もいたしておりますけれども、なお努力をしたい、こういう気持ちでございます。

○北村暢君　それじゃ先ほどの需給の問題と合理的

化の問題、主として通産省側にお伺いいたします。

先ほどの在庫の問題、第二次の大型計画の完成時の結果についてお伺いしたのであります。アンモニア工業の構造改善についてというところで第二次の合理化計画が実施されているわけですが、その際における工業用のアンモニアが百二十万トン完成時に計画されているわけですね。この工業用のアンモニアが大体現状においてどういうような状況にあるか。四十六肥料年度において合理化計画が百二十万トン、そして合理化計画をやらないところも生産するわけでありまして、これよりはむしろ生産は多くなるわけでしょうが、四十四年度の計画で一体どういうような状況にあるのかということをお伺いしたいんです。四十四年度では工業用アンモニアは大幅に不足しているという実態があるようですが、その状況を説明していただきたい。

○説明員(中沢三郎君) 四十四年度において工業用アンモニアが不足しているのではないかと、お話を伺っていますが、総体として工業用のアンモニアが不足していることはないのであるかと考えるわけでございます。もちろんその場所、あるいは一時的に、ある部分的にそういふことがあるいは先生のお耳に入っているかもしれませんが、全体としていたしましては工業用のアンモニアが供給不足であるということはないというふうに考えておるわけでございます。

○北村暢君 私承知しているところでは、大体肥料同業者向けの供給量が十二万四千トンである。その場合に需給計画からいくと百九十四万七千トンのようですね、需要は四十四年度の見込みでは、そういう需要に対して純消費量が百五十八万トンであるが、なおかつ希望が非常に多くて、供給量の不足が約十四万二千トンくらいあるというふうに言われているんです。それは四十四年度の当初からの第一次の設備が休止した場合にこれは稼働するということを予定しておるので、これが休んでしまえば三十一万五千トン不足するん

じゃないかという予想が立てられているようです。そういう点で実は工業用のアンモニアというのは不足をして、アンモニアの市況は、価格はもう高水準に推移しているということが言われているんですね、こういうことは御存じないですか。

○説明員(中沢三郎君) 先ほど総体といたしましては工業用のアンモニアの供給量が不足していることがないというように申し上げたわけでありまして、いまの御質問によりまして、先生の耳にはそういうことが入っておりますので、先生の耳には経過的に申し上げますと、確かに新しい大型設備の計画ができました場合には、現在のアンモニアの製造施設というものは廃止することになっておりますが、しかしながらまだそこまでいっておりません。現在フルに動いておるわけでございます。ただ、昨年の暮れから正月にかけてでございますが、一時御指摘のような事態がございましたが、御承知のように第二次大型化の第一号である三井東庄の千トンプラントがすでに稼働しておりまして、その稼働度を高めることによりまして、一時窮屈になったといえますが、工業用のアンモニアの価格が上がりかけたのを、供給量の増加によりまして先ほど申し上げましたように緩和したという事実はございました。しかし、その後お話のような事態が続いておるといふふうには考えておりませんで、現在の工業用アンモニア生産能力の施設がほとんどフルに、つまり工業用の需要をまかなう供給力にふさわしい稼働をしておる、こういうふうにご考慮しておるわけでございます。

○北村暢君 四十三年の十一月ごろから大型化が始まっておるわけですね。それでこの計画が進んでくにつれて、いま申された一時的に緩和の方向に確かにあったようですね。あったようですね、相対的には肥料用は現実には在庫がふえており、そして工業用のアンモニアのほうは割りの関係からいくと逼迫しておるといふ形で、肥料用は余り、工業用は不足しておる、こういうような形が出てきておるのですが、この第二次大型化が完成した場合において、この矛盾がなおさ

ら表面化してくるんじゃないかということが心配されておるようです。一体そういう点についての打開策というのをどのように考えておられるのか、この点御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(中沢三郎君) お話の中にございます工業用アンモニアの需給関係が四十六年度の完成時点において窮屈になるようなことが肥料生産との関係においてないかという御指摘でございますが、第二次大型化を考えたときに、先ほど申し上げましたような需給見通しの場合には、基準といたしまして千トンなら千トン、千五百トンなら千五百トンの稼働能力のあるものの稼働率を、先ほどの需給見通しとのかね合ひにおきましては、八二%という想定で、なおかつ非常に多額の投資をいたしましたしてする施設でございますので、その後にふえる需要へのアローアンスを持てきた計画でございます。したがって、今後の工業用の、先生の御懸念になりますような需要の伸びがありましてした場合にも、完成してまいりますところの施設の稼働率のアップによりまして十分対処し得ると、こういうふうにご考慮されているわけでございます。

○北村暢君 そうしますと、昭和四十三年でアンモニアの工場の稼働率が九五%なわけですね。それが四十六年の完成時で八二%もしくは八七%、ここにある資料では八七%になっているようですが、その稼働率を落とさなければならぬという生産過剰になるというのか。四十三年度のこの九五%の稼働率でコストを見た場合と、稼働率が下がった場合のコストというものは、これはまた相当影響してくるんじゃないかと思ひますが、そういう面における見方というのはどうなっているのか。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘の中にございます九十何%と八十何%という稼働率の問題でございますが、現在の九五%という稼働率は、いわゆる規模の小さい、従来からありました老朽といひますか、つまり第二次大型化の大型化でない施設の稼働率をも含めた問題でございますし、も

ちろんいまお話のございました八七%という稼働率も全体そういうものを含めた稼働率でございます。先ほど私が申しました八二%という数字は大型化されたものの稼働率でございます。したがって、大型化率というものが完成した時点には非常に大きくなるわけでございますので、直接的に九五%という稼働率と八二%という稼働率を比較しまして、それがすぐコストにどうはね返るかという問題には結びつけて考えないほうがいいのではないかと。むしろ新しい大型施設が全体の中の施設の八〇%近い場合の稼働率として考えますと、価格なりコストというものに、稼働率を下げることによってマイナスの要因が出てくるというふうには考えてないわけでございます。

○北村暢君 次に、これはア系肥料ばかりでなく、硫酸工業等にも関係が出てくる硫酸の需給の問題ですが、最近この硫酸の在庫が九万八千トン、これは四十四年九月末現在で大体九万八千トンというところで、百万トンを割ったということが言われているんです。それで、この硫酸の生産が停滞をしているということが一つ最近の問題になっているようです。そこで、こういう逼迫をしているのは一体どういふ原因なのか、それから今後の対策としてどういふふうな見通しを持っておるのか、この点お伺いしておきたい。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように、硫酸の需給が逼迫いたしました、通常考えられる在庫が少なくなっているという事態でございます。で、硫酸をつくる場合の原料としては、これまでいわゆる鉱山廃ガスを原料とする硫酸と硫酸鉱からつくる硫酸がございますが、現在の時点の硫酸不足の原因は、硫酸需要の伸びが非常に多いわけでございますが、生産の原料の大部分を占める硫酸鉱の供給力そのものが国の場合には不足しておりますので、それが硫酸不足の原因の一つになっているわけでございます。もう一つは、硫酸施設の現状を見ますと、老朽施設が非常に多いございまして、各企業ともまだこの硫酸施設への投資をどうするかというかね合ひがまだ態度がきまつてな

いというようなことがございまして、この二つがおもな原因になっております。そのほか御承知のような安中におきましますところの某企業の事件などによりまして、製錬ガスからの硫酸の供給力があるのアクシデントで非常に減ったということが原因で御指摘のような不足の事態が出たわけでございます。これに對しましては、硫酸の輸入措置を講じまして、硫酸の供給力の増強によりまして、この硫酸の増産をはかったわけでございます。この硫酸の輸入につきましては、四十五年度においても引き続き輸入を促進しまして硫酸の不足に對処していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○北村暢君 硫酸の逼迫によるので輸入を促進するということですが、四十四年度はこの硫酸が三回にわたって値上げがされておるようですね。トシ当たり千円からの値上がりが続いているので、最近四回目の値上げがあるんじゃないかということが言われているんですが、価格の状態はどうなるんでしょうか。

それと、この硫酸の値上げの問題が肥料工業にどういう影響を与えておられるか。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように、硫酸価格の引き上げが数回にわたって行なわれたことを承知しております。ただ、硫酸の需要先といたしましては、肥料用と工業用に分けましますと、ほぼ肥料用が五〇%でございます。減つてきておりますが、五〇%ほどでございます。従来、硫酸業界と肥料工業界との関係からいまして、価格が値上がりしているとはいひましても、やはり特別の配慮が行なわれているようでございます。しかし全然肥料用の硫酸が値上がりしないというわけではございません。化学肥料工業という立場からいいますと、やはり特にこの肥料用の硫酸が硫酸に約半分、硫酸肥料用に約半分ほど充当されているわけでございますが、特に合理化を必要とする硫酸肥料に対する影響というものを看過し得ませんので、この面の対策といたしましてできるだけ価格の低い硫酸質肥料を製造するという観点から、当面の硫酸の不足を補うために、先ほど申し上げました硫酸の輸入だとかあるいは現在施設の稼働率のアップということのほかに、回収硫酸を原料としますところの大型施設一基を新設することとしたしまして、これは本年度中に完成いたしました。ほぼ来年からは稼働するといふ計画でございますが、こうした措置によりまして現在不足ぎみの硫酸の供給力を増加し、この施設の十分なる稼働によりまして肥料用の硫酸の不足が続くことのないようにし得る、こういうふうに考えておるわけでございます。

格の低い硫酸質肥料を製造するという観点から、当面の硫酸の不足を補うために、先ほど申し上げました硫酸の輸入だとかあるいは現在施設の稼働率のアップということのほかに、回収硫酸を原料としますところの大型施設一基を新設することとしたしまして、これは本年度中に完成いたしました。ほぼ来年からは稼働するといふ計画でございますが、こうした措置によりまして現在不足ぎみの硫酸の供給力を増加し、この施設の十分なる稼働によりまして肥料用の硫酸の不足が続くことのないようにし得る、こういうふうに考えておるわけでございます。

○北村暢君 あまりこの点やっても需給そのものにあまり関係——関係はあるのでしうけれども、やってもどうかと思ひますから、次に第一次、第二次の合理化計画による政府の助成による措置というものはどういふようなことが行なわれたのか、融資等の問題も含めてどうなったのか、ひとつ……

○説明員(中沢三郎君) 第一次の大型化措置は四十年から四十二年にかけて行なわれました。これは一基の能力を日産五百トン以上ということでございますが、これにつきましては政府からは財政資金あるいはその他の援助はいたしておりません。第二次合理化計画が四十二年から始つたわけでございますが、これは御承知のように千トンプラントという計画がありまして、このプラントを設置するに要する資金が非常に多額でございます。関係上、開銀あるいは北東公庫からの融資措置を講ずるといふことといたしておるわけでございます。それから税制措置といたしまして新しい施設をつくらますと同時に古い施設を廃棄することといたしまして新規格の恩恵を与え、その関係上、スクラップ税制措置の恩恵を享受する。なおかつ新しい施設につきましては特別償却制度といふような税制上の措置によりましてこの完成につきまして政府側から援助を行なっているわけでございます。

○北村暢君 そこで年度の第二次合理化計画の進行に伴います過剰人員の問題についてお伺ひいた

しますが、中でも先ほど来言われているように、この合理化計画では石油産業と密接な関係を持つためにそういう地域に工場が合理化が行なわれる、そういうふうに変つてまいりましたので、それなりの過剰人員の対策というものが問題になつておるようです。

そこで端的にお伺ひいたしますが、東北肥料の場合ですと、どのような形になるのか。その過剰人員として対策をしなければならぬ人員が二百十五名ほどおるようでございますが、その措置について一体どのような考えられているか。特に東北肥料の場合は、そのあとの施設ですね、スクラップしたあとにおける措置についてどのように考えておるか。それからもう一つは、八戸の日東化学であります。これも三百八十二名の人員が過剰になるといふことで対策が講じられているわけでございますが、いずれもこれは首を切るわけにいきませんので、完全雇用という配置転換その他で処理をしようといふことの方でありまして、どういふ配慮がなされているか。特に八戸にして東北肥料にしても、秋田、青森であり、工場の立地条件からいへばあまり芳しくないといふようなことで、経営の面においてもこの合理化における被害といふものは非常に大きいわけですね。したがって、いずれもこの二つの工場は新産都市の指定地域における工場なんですね、そういう意味において東北の現在ある工場施設を縮小するとか何とかといふことは、政策上から言つてもこれはひとつ考えなけりやない問題だ。第二次の合理化計画で助成措置して千トンプラントを融資なり何なりで助成をされているという反面、立地条件の悪いところに取り残されている工場についてはどういふことか。これは許されないので、産業界の配置の点から言つても通産省は当然その事後対策といふものを考えていかなきゃならない。このように思ふのですが、いま指摘いたしました二つの工場について今後どのような指導をされるおつもりなのか。この点を従来の経過と方針をお伺ひしたい。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように、アンモニアの工業の大型化をはかります場合に、当然そこに廃棄施設といふものが生じます。それに伴ひまして工場の余剰人員といふものが出てくるわけでございますが、しかし御質問の中にありましたように、地域の産業の問題、あるいはまた労働問題という観点から、大型化だけが完成されればよいという考え方に立つわけにいきません。設備の調整をいたしますときに、通産省といふところは、設備の廃棄に伴ひまして見通しがあるものに限つてこれを認めるという方針をとつてまいつたわけでございますが、そういう観点から言ひまして、各計画とも計画を立て、通産省の、私たちの省に於ける前に、基本的には余剰人員の処理に關しましては、労働組合と話し合ひができた上計画が提出されてきております。

お話がありました具体的な東北肥料及び日東化学につきましても、その一環として考えられておるわけでございます。東北肥料は日水と一緒に小名浜に日本化成といふアンモニア会社をつくるわけでございますが、そのときに予定されました人員が、先生御指摘のように二百十五名でございます。それで現在の時点で二百十五名でございます。その差の六十五名は小名浜のほうの、すでにいわきのほうへの配転が完了しているわけでございます。残つております百五十名につきましましては、現在東北肥料が秋田で新たに酸化チタン工場の新設、あるいは弗化アルミに關する仕事、それから亜鉛電解工場といふようなことで、むしろ百五十名では不足でございます。二百名近い人員を必要とするという事態になつておるよう承知しておるわけでございます。

それから日東化学につきましましては、これは御承知のように、三菱油化と鹿島アンモニア会社をつくるわけでございますが、その際にも余剰対象人員になりましたのが三百八十二名ほどでございます。現在の時点におきましては三百八十五名が問題になる人員でございます。この差額はすでにそれ

それの配転などで吸収されておるわけでござい
ます。その百三十五名に対する問題でござい
ますが、これも鹿島といたしましては、むしろ百五十
五名の人員を必要とするというふうなことでござ
います。新しい仕事なり、あるいは横浜工場への
転換というふうなことを考えますと、そういう事
態でございまして、具体的な余剰人員に関する
措置といたしましては、いわゆる犠牲者が出るこ
ういうふうなこともなく推移する、こういうふう
に考えておるわけでございします。もちろんこの過
程におきまして各工場とも御指摘のように地域との
関係がございまして、どういう産業を新たに起
すなり配転いたしまして、こういう人々を吸収
するなりということが、その過程において考慮さ
れてまいったわけでございしますが、それにつきま
しては企業局並びに出先にある地方の通産局で検討
を続け、御協力を申し上げるというふうな考え方
でございします。今後とも同様なケースにつきま
しては、企業局を中心として、産業立地なり
地域開発の関連で御協力を申し上げていき
たい、こういうふうな考えでございします。

○北村暢君 いま東北肥料のほうについては、あ
の企業の運営によって百五十名がかえって人員
が不足して二百名ぐらい要するようになるだろう、
こういうこととよく完全雇用という点について
は達成できるようですが、いざれ雇用面について
は労働組合とやっておりますからむちゃくちゃな
ことはもちろんされたいと思ひますが、その
場合に、これはやはり従来の施設その他をだい
ぶかえなければならぬ、あるいはいろいろな企
業が分散するといふような問題が出てきてい
るわけですね。したがって、私の言っているのは、その完
全雇用はもちろんですよ、でもそれだけではなら
ない、そういう合理化するほうの、大型化するほう
だけの財政的な金融面においても助成の措置を講
ずるが、残ったものについてはこれはほとんどを
見ないといふことになる、これはやはり問題が
あると思ひます。

で、秋田の場合でも、東肥の場合でも、これは

いま言ったような形が偶然でたんだではなくし
て、小知事等も入って地元産業を維持するとい
う意味において非常な努力をした結果そうなつて
いるわけですね。ですから、まあ八戸の場合なん
かは日東化学そのものは会社の経営そのものも悪
く、もちろん無配当ですよ。そうして現在持つて
いる土地を処分して会社の経理をまかなつてい
る面が――運営上やつておるわけでしょう。そう
いうふうなことで決して楽な形でやつてないん
ですよ。そういう意味において、立地条件の悪い八戸
とか、あるいは秋田の東肥であるとか、こういう
ようなところは、私はせつかくあるものをスク
ラップする場合には、その後の措置というものはあ
たたかい措置をとつてやるべきだと思ひます。そ
う、非常に努力しているわけですから、それは合
理化に協力する意味においてそういう形になるん
です。だからそれが一つ私は通産省の指導
面においても配慮があつていいと思ひます。が
ね。経営者はもちろんそれは自分の企業なんです
から、自分の企業のことを責任を持つてやるとい
うのは、第一義的には確かにそれでよろしい。し
ながら第二義的には確かにそれでよろしい。しか
たつて、交通の便からあるいは原料の面からこ
ういふところならばいいというから、ひりで八戸
や秋田の東肥はスクラップになるわけでしょう。
ですからそういう面では私はやはり別な意味にお
ける再建策というもので通産省はあたたかい指導
をすべきだと、こう思ひます。そういう点にお
いて配慮がなされたかどうかといふことにつ
いて、また今後どのように対処せられるのか、こ
の点をお伺いしておきます。

○説明員(中沢三郎君) 大型化に伴ひまして影響
を受けます企業、何といひますか、別な観点か
ら新たな事業を興すという問題について、通産
省としてこういう態度をとるべきではないかとい
う先生の御指摘、まことにそれとおひだと思ひま
す。たとえば秋田の先ほど酸化チタンに関する計
画があつて、そこにかんがりの人が吸収されるこ
うことを申し上げたわけでございしますが、もちろ

んこれにつままして財政融資が必要があるとい
うお話であるならば、北東公庫の融資ということに
つきまして、私たちが計画を期しまして必要があ
れば融資のあつせんにももちろんやぶさかでない
ませんし、当初からそういう方針でござい
ます。そのほかにつきましても企業のあり方に
関する問題でございしますから、御趣旨のよう
な考え方でも協力し、御指導申し上げたい、こ
ういうふうに考えております。

○北村暢君 それじゃもう時間が時間ですから、
最後に貿易関係で実はやりたかつたんですけれ
ども省略をいたしまして、最後に輸出会社と発
当にこの肥料新法の発足、昭和三十七年の売
掛金の償却の状況についてお伺いいたしま
すが、当時二百二十五億の赤字を背負つてお
つたわけでありまして、その輸出保安会社の赤
字の処理はどのようになされておるか、この点
をお伺いいたします。

○説明員(中沢三郎君) お話の赤字額でござい
ますが、三十七年十二月末現在で二百十五億
ございまして、それで各企業が自己償却分が三
十六億ございまして、いわゆる特別法によりま
して償却の延期を認められた額が百七十九億
ございまして、果年償却してまいりまして、現
在二十七億償却が残つておる、こういう状況
でございまして、順調に償却されてきてお
ります。また今後十年以内に全額が償却され
るというふうに見えておるわけにござい
ます。

○北村暢君 そこで、十九社のうち十二社が償却
を終了しているわけですが、繰り越しを持つて
おるところはこれだけで七社ばかり残つてお
るわけですが、その残っているうちに日東化学、
それから日本水素等があるわけですが、そのほ
かにまた五社あるわけですが、他の企業は、残
つておるところは一部償却をやつておるよう
なところもありまして、日東化学と日本水素
は無配当――配当なし、日東化学と日本水素
は十六億のうち残っているのが八億六千万、
日本水素が八億五千万のうち五億六千万残
っているですね、五億

六千八百万ですか、そういうふうに残つてい
るわけですね。で、日東化学が半分くらいしか償却
していませんし、日本水素はまだ三億弱くらいしか
返していないわけですね。そういうふうなことで順
調に返済はされておるわけで、償却されておるわ
けでありますけれども、こういう無配当で非常に
経営の苦しいところが残つておるわけですが、今
後の見通しはどのように考えられておるか、この
点をお伺いしておきます。

○説明員(中沢三郎君) 御指摘のように未償却の
赤字を持つておる会社といたしまして日東化学、
日本水素その他がございします。また、その日東
化学及び日本水素の償却残額は先生御指摘の数字
のとおりでございします。それからまた、償却が
できまないと配当ということがなかなかむずかしい
わけにございしますが、この二社に代表されるや
うな会社の性質を考えると、やはり会社の売り上
げ総額といひますか、事業ウエートにおきま
す肥料のウエートが高いところをございまして、そ
の他の会社が、この二社も含めてございしますが、
やはり何といひますか、脱肥料化といひますか、
化学肥料でなくて、新しい石油化学に、化学工業
分野に事業を拡大いたしまして、そちらの事業の
振興によつてこの肥料の負担のウエートという
ものを下げていくというのが基本的な方向であ
るべきであるといふふうに考えるわけでござい
まして、もちろん企業の責任者としてもそう考
えておられますし、それからまた私たちが望ま
しいといふことでございまして、たとえば具体的
に日東化学で申し上げますと、やはり合成繊維
アクリロニトリルの分野を新たに拡大すること
によつて、そういうような方向での実現をはか
ろうとしておるわけでございまして、私たちが
いたしまして、そういう方向につきましましては
一そう進めるとも、またその成果を期待する、こ
ういふふうに考えておるわけでございします。

○委員長(園田清光君) 本案に対する質疑は本日

はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時二十七分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願(第一一六〇号)(第一二二〇号)

第一一六〇号 昭和四十五年三月十八日受理
果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 秋田県平鹿郡平鹿町關團社団法人
秋田県果樹協会会長 平野兵吉外
三百八十六名

紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第一二二〇号 昭和四十五年三月十八日受理
果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願(三連)
請願者 愛媛県温泉郡中島町神浦 田中安彦外二百八十八名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、卸売市場法案

卸売市場法案
卸売市場法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 卸売市場整備基本方針等(第四条—第六条)

第三章 中央卸売市場

第八部 農林水産委員会会議録第八号 昭和四十五年四月七日【参議院】

第一節 開設(第七條—第十四條)
第二節 卸売業者等(第十五條—第三十三條)
第三節 売買取引(第三十四條—第四十七條)
第四節 監督(第四十八條—第五十一條)
第五節 雑則(第五十二條—第五十四條)

第四章 地方卸売市場
第一節 開設及び卸売の業務についての許可(第五十五條—第六十條)
第二節 業務についての規制及び監督(第六十一條—第六十六條)
第三節 雑則(第六十七條—第六十九條)

第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会(第七十條—第七十一條)
第六章 雑則(第七十二條—第七十六條)
第七章 罰則(第七十七條—第八十二條)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品(一般消費者の日常生活と密接な関係を有するその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む。)をいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となることと、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。
(名称の制限)
第三条 中央卸売市場又は地方卸売市場の名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いなければならない。

2 卸売市場であつて中央卸売市場又は地方卸売市場でないものの名称中には、中央卸売市場又は地方卸売市場という文字を用いてはならない。

第二章 卸売市場整備基本方針等
(卸売市場整備基本方針)
第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針(以下「卸売市場整備基本方針」という。)を定めなければならない。

2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標
二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種別、規模、配置及び構造に関する基本的指標
三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する基本的な事項

四 卸売の業務(卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下

同じ。)を行なう者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標
五 その他卸売市場の整備に関する重要事項
農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、卸売市場整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(中央卸売市場整備計画)
第五条 農林大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画(以下「中央卸売市場整備計画」という。)を定めなければならない。

2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称及びその取扱品目の適正化又はその施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場の名称
二 取扱品目の設定又は変更に関する事項
三 施設の改良、造成又は取得に関する事項
四 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
4 農林大臣は、中央卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。
(都道府県卸売市場整備計画)
第六条 都道府県知事は、政令で定めるところに

より、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画（以下「都道府県卸売市場整備計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に即する卸売市場の適正な配置の方針

二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に即する近代的な卸売市場の立地並びに施設種類、規模、配置及び構造に関する指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法昭和二十二年法律第六十七号（第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県卸売市場整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを農林大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

第三章 中央卸売市場

第一節 開設

（開設区域）

第七条 農林大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められた都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食料品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一の区域を、中央卸売市場開設区域（以下こ

の章において「開設区域」という。）として指定することができる。

2 農林大臣は、開設区域を指定しようとするときは、卸売市場審議会の意見をきくとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、開設区域の変更について準用する。

（開設の認可）

第八条 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林大臣の認可を受けて、開設区域において中央卸売市場を開設することができる。

一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの

二 中央卸売市場の開設に関する事務を共同処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

（認可の申請）
第九条 前条第一号又は第二号に該当する地方公共団体は、同条の認可を受けようとするときは、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 中央卸売市場の位置及び面積

二 取扱品目

三 開設の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

五 卸売の業務を行なう者に関する事項

六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項（この章において業務規程で定めるべきものとされた事項に限る。）

七 施設の使用料

3 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱量の数量及び金額の見込み

二 施設の種類、規模、配置及び構造

三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画

（認可の基準）

第十条 農林大臣は、第八条の認可の申請が次の各号に掲げる基準に適合する場合でなければ、同条の認可をしてはならない。

一 当該申請に係る中央卸売市場の開設が中央卸売市場整備計画に適合するものであること

二 当該申請に係る中央卸売市場がその開設区域における生鮮食料品等の卸売の中核的拠点として適切な場所に開設され、かつ、相当の規模の施設を有するものであること

三 業務規程の内容が法令に違反せず、かつ、業務規程に規定する前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項が中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保する見地からみて適切に定められていること

四 事業計画が適切で、かつ、その遂行が確実と認められること

（業務規程に規定する事項等の変更）
第十一条 第八条の認可を受けた地方公共団体（以下この章において「開設者」という。）は、第九条第二項各号に掲げる事項又は同条第三項第二号に掲げる事項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

（開設の促進等の勧告）
第十二条 農林大臣は、中央卸売市場整備計画の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認

めるときは、あらかじめ卸売市場審議会の意見をきいて、中央卸売市場整備計画で定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体又は当該都市の周辺の地域を管轄する地方公共団体に対し、中央卸売市場の開設を促進し、一体として中央卸売市場を開設し、又は開設される中央卸売市場の位置、規模等について調整を図るべき旨の勧告をすることができる。

（中央卸売市場開設運営協議会）
第十三条 第八条第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

3 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

（廃止の認可）
第十四条 開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、中央卸売市場の廃止によつて一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがない認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

（卸売業務の許可）
第十五条 卸売業者等

第十五条 中央卸売市場において卸売の業務を行なうとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、農林省令で定める市場（以下この章において単に「市場」という。）及び農林省令で定める取扱品目の部類（以下この章において単に「取扱品目の部類」という。）ごとに行なう。

（許可の申請）

条十六 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

三 前条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なうとする市場及び取扱品目

2 開設者は、前項の申請書を受けるときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を農林大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請書には、農林省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第十七条 農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が、第四十九条第一項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が、第四十九条第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）又は同項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、これらの処分の日から起算して三年を経過しないものであるとき。

五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前各号の一に該当する者があるものであるとき。

六 申請者が中央卸売市場における卸売の業務を適確に遂行することができず知識及び経験を有する者でないとき。

七 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないとき。

八 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行なう者の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて第十五条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）の数が当該最高限度をこえることとなるとき。

農林大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が、第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。

二 申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を開始するときは、当該中央卸売市場の卸売業者の間に於いて過度の競争が行なわれ、その結果当該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

3 第一項第七号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、農林省令で定めるところにより計算するものとする。

（処分の手続）

第十八条 農林大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。

第十九条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他の事情を考慮して、農林大臣が定める。

2 農林大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないことが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 農林大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても農林大臣がこれを相当と認めることができるとき（当該期間内に二以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて農林大臣が相当と認めることができる）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

5 農林大臣は、第二項又は前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に對し、相当な期間を置いたうえ、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して公開による聴聞を行ない、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

6 第十七条第三項の規定は、第二項及び第三項の純資産額について準用する。

第二十条 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、毎年二回、農林大臣に對し、その純資産額を報告しなければならない。

2 第十七条第三項の規定は、前項の純資産額について準用する。

（營業の譲渡し及び譲受け並びに合併）

第二十一条 卸売業者が營業（中央卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて農林大臣の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について農林大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を経由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

4 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、第十七条第一項及び第二項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十一条第一項若しくは第二項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

5 第二十九条第一項の認可を受けた営業の譲受けに係る営業の譲渡及び譲受けは、第一項の規定の適用については、同項の認可を受けた営業の譲渡及び譲受けとみなし、同条第一項の認可を受けた合併は、第二項の規定の適用については、同項の認可を受けた合併とみなす。

(相続)
第二十二條 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の中央卸売市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なつていた中央卸売市場における卸売の業務を引き継ぎ営業するとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、開設者を經由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

4 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあり、又は同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「第二十一条第三項の申請書」と、第十七条第一項及び第二項中「第十五条第一項の許可の申請」とあるのは「第二十一条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは「第二十一条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替えるものとする。

5 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。
(兼業業務等の届出)
第二十三條 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下この項及び次条において「兼業業務」という。）を営もうとするときは、農林省令で定めるところにより、その兼業業務に関する事業計画を添附し、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 卸売業者は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、卸売業者がその法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして農林省令で定める関係をいう。以下同じ。）を持つに至つたときは、農林省令で定めるところにより、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。
(名称変更等の届出)

第二十四條 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。

一 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
二 第十五条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。
三 第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。
四 兼業業務の全部を廃止したとき。
五 他の法人に対する支配関係の全部がなくなつたとき。
(許可の取消し)
第二十五條 農林大臣は、卸売業者が第十七条第一項第一号又は第二号のいずれかに規定する者に該当することとなつたとき（卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちこれらの各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなつたときを含む。）は、第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 農林大臣は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。
一 正当な理由がないのに第十五条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に中央卸売市場における卸売の業務を開始しないとき。
二 正当な理由がないのに引き続き一年以上中央卸売市場における卸売の業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
(卸売業者の保証金)
第二十六條 卸売業者は、農林省令で定めるところにより、第十五条第一項の許可に係る市場及び取扱品目の部類ごとに、開設者に保証金を預託した後でなければ、中央卸売市場における卸

売の業務を開始してはならない。

2 前項の保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他農林省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。
3 開設者は、中央卸売市場につき卸売業者から收受する使用料、保管料及び手数料に關し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。
4 卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に關し、当該卸売業者が預託した第一項の保証金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。
5 第三項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。
(事業年度)
第二十七條 卸売業者の事業年度は、四月から翌年三月まで又は四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。
(事業報告書の提出)
第二十八條 卸売業者は、事業年度ごとに、農林省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを開設者を經由して農林大臣に提出しなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)
第二十九條 卸売業者の間に於ける過度の競争による弊害を防止し中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、当該卸売業者があらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間においてする営業の譲受け若しくは合併又はあらかじめ農林大臣の認可を受けてこれらの者の間において締結する卸売の業務に係る取引条件

に關する協定（卸売業者の取り扱う生鮮食料品等の価格、品質又は数量に關するものを除く。）及びこれに基づいてする行為並びに卸売業者と當該中央卸売市場の取扱品目につき當該中央卸売市場に關する開設区域内に開設された他の卸売市場において卸売の業務を行なう者（以下この条において「他市場卸売業者」という。）との間における過度の競争による弊害を防止し當該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要がある場合において、當該卸売業者があらかじめ農林大臣の認可を受けて當該他市場卸売業者との間において營業の譲受け又は合併（他市場卸売業者が營業を譲り受け、又は合併後存続する場合を除く。）には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 不正な取引方法を用いるとき。
- 二 その認可を受けて締結された協定につき、第三十二条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、農林大臣が當該協定について次条の規定による処分をした場合を除く。）。
- 三 第三十二条第三項の規定による請求が前項の認可を受けて締結された協定の定めの一部について行なわれたときは、同項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定は、當該協定のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。
- 三 農林大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る營業の譲受け若しくは合併又は協定が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、これを認可しななければならない。

一 その營業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が當該卸売業者の間又は當該卸売業者と當該他市場卸売業者との間における過度の競争による弊害を防止し當該中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要かつ最少限度のものであること。

二 その營業の譲受け若しくは合併又はその協定の内容が不当に差別的でないこと。

三 その協定に参加し又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者及び関係事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 その營業の譲受けに係る營業の譲渡し及び譲受け又はその合併（卸売業者と他市場卸売業者が合併して卸売業者が存続する場合を除く。）について、第二十一条第一項又は第二項の認可の申請があつたとした場合には、その認可をすることが相当と認められること。

四 第一項の認可を受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、當該中央卸売市場の開設者を經由して申請書を農林大臣に提出しなければならない。

五 第十六条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第十六条第二項中「前項の申請書」とあるのは、「第二十九条第四項の申請書」と、「申請者」とあるのは、「その申請に係る營業の譲受け若しくは合併又は協定についての意見及びその申請が營業の譲受け又は合併に係るものである場合にあつては該受入人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは、「第二十九条第四項の申請書」と、第十八条中「第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分」とあるのは、「第二十九条第一項の認可又は認可の拒否の処分」と読み替へるものとする。

（協定の変更命令又は認可の取消し）

第三十条 農林大臣は、前条第一項の認可をした協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げ

る要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、當該協定を締結した者に對し、その変更を命じ、又は同条第一項の認可を取り消さなければならない。

（協定廃止の届出）

第三十一条 卸売業者は、第二十九条第一項の認可を受けて締結した協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して農林大臣に届け出なければならない。

（公正取引委員会との関係）

第三十二条 農林大臣は、第二十九条第一項の認可しようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

二 農林大臣は、第三十条の規定による処分したとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

三 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可を受けて締結された協定が同条第三項第一号から第四号までに掲げる要件の全部又は一部に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に對し、第三十条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

四 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（仲卸業務の許可）

第三十三条 中央卸売市場における仲卸しの業務（開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において當該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）は、開設者の許可を受けた者でなければ、行なつてはならない。

二 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行なう。

三 開設者は、次項の規定により仲卸しの業務を行なう者を置かない旨の定めをした市場及び取扱品目の部類を除き、市場及び取扱品目の部類

ごとに、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者の許可の基準、数の最高限度、保証金その他農林省令で定める事項を定めなければならない。

四 開設者は、市場の業務の規模、取扱品目の性質、取引の状況等に照らし、市場及び取扱品目の全部又は一部について仲卸しの業務を行なう者を置く必要がないと認めるときは、業務規程で、仲卸しの業務を行なう者を置かない市場及び取扱品目の部類を定めることができる。

第三節 売買取引

（せり売又は入札の原則）

第三十四条 卸売業者は、中央卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林省令で定めるもの（以下「特定物品」と総称する。）のうちせり売又は入札の方法以外の方法によることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 災害の発生その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたととき。

（許可に係る卸売以外の販売の禁止）

第三十五条 卸売業者は、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、當該許可に係る取扱品目の部類を除き、當該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしてはならない。

（差別的取扱の禁止等）

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における

卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者（第三十三條第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）若しくは売買参加者（中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱をしてはならない。

2 卸売業者は、第十五條第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

（卸売の相手方の制限）

第三十七條 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者（その卸売業者の当該卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について第三十三條第一項の許可を受けた仲卸業者並びに当該同一の市場及び取扱品目の部類について前条第一項に規定する承認を受けた売買参加者に限る。以下この条において同じ。）以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。

（自己の計算による卸売の禁止）

第三十八條 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 特定物品のうち当該中央卸売市場外におけるその取引の状況等に照らし卸売業者が自己の計算において卸売することが適當であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

二 出荷者の計算において行なう卸売の方法によつては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の農林省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるとき。

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第三十九條 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五條第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林省令で定めるところにより、農林大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等については、この限りでない。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

第四十條 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その者が第十五條第一項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買ひ受けてはならない。

（委託手数料以外の報償の收受の禁止）

第四十一條 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けはならない。

（受託契約約款）

第四十二條 卸売業者は、業務規程で定めるところにより、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、開設者の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 開設者は、前項の承認をしたときは、遅滞なく、当該受託契約約款を農林大臣に届け出なければならない。

（せり人の登録）

第四十三條 卸売業者が中央卸売市場において行なう卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が開設者の行なう登録を受けている者でなければならない。

2 開設者は、農林省令で定める基準に従い、業務規程において、前項の登録に係るせり人の資格その他当該登録に關し必要な事項を定め、その登録を行なわなければならない。

3 開設者は、第一項の登録に係るせり人が中央卸売市場における卸売の公正を害し又は害するおそれがある行為をしたときは、業務規程で定めるところにより、その者に係る同項の登録を取り消し、又はその者が中央卸売市場における卸売のせりを行なうことを制限しなければならない。

（仲卸業者の業務の規制）

第四十四條 仲卸業者は、第三十三條第一項の許可を受けて仲卸しの業務を行なう中央卸売市場に係る開設区域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、仲卸業者がその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者から買ひ入れることが困難な場合であつて、農林省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをすること。

二 その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該中央卸売市場の卸売業者以外から買ひ入れて販売すること。

（売買取引の制限）

第四十五條 開設者は、中央卸売市場における売買取引において、不正な行為が行なわれ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に対し、当該中央卸売市場における売買取引（卸売業者については、当該中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けを含む。）の制限をすることができ

（入荷数量等の公表）

第四十六條 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の入荷数量その他農林省令で定める事項を当該各市場の見易い場所に掲示しなければならない。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならない。

（市況等に関する報告）

第四十七條 開設者は、農林省令で定めるところにより、前条第一項の生鮮食料品等についての毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額を農林大臣に報告しなければならない。

第四節 監督

（報告及び検査）

第四十八條 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その

業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第四十九条 農林大臣は、開設者及び卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、当該開設者又は卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は開設者にあつては第一号、卸売業者にあつては第二号若しくは第三号に掲げる処分をすることができ、

一 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 卸売業者が法人である場合には、その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること。

2 第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同項第三号の規定による処分については、第十九条第五項中「相手方」とあるのは「相手方及び当該処分において解任されるべきものとされる者」と、「その者」とあるのは「これらの者」と読み替へるものとする。

第五十条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売

買参加者が業務規程又はこれに基づく処分違反した場合に、業務規程で定めるところにより、これらの者に対し、十萬円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができ、

一 六月以内の期間を定めて第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 第三十三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第五十一条 農林大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができ、

2 農林大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ、

3 開設者は、中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができ、

(開設者の報告事項)

第五十二条 開設者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があるとき。

二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。

三 第五十条の規定による処分をしたとき。

四 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。

(告示事項)

第五十三条 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

一 第十九条第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定による処分をすべき理由があるとき。

二 第四十五条の規定により中央卸売市場における売買取引の制限をしたとき。

三 第五十条の規定による処分をしたとき。

四 中央卸売市場につき、臨時に開市し、又は休業したとき。

(告示事項)

第五十三条 農林大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

一 第七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第八条又は第十四条第一項の認可をしたとき。

三 第十五条第一項の許可をしたとき。

四 第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による処分をしたとき。

(都道府県知事の経由)

第五十四条 この章又はこの章に基づく命令の規定により農林大臣に対してする許可若しくは認可の申請、届出又は報告は、都道府県知事を経由してしなければならない。ただし、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が開設する中央卸売市場に係る当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、都道府県知事は、当該許可若しくは認可の申請、届出又は報告について意見があるときは、意見を附して、これらに關する書類を農林大臣に進達するものとする。

第一節 開設及び卸売の業務についての許可

(開設の許可)

第五十五条 地方卸売市場を開設しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第五十六条 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、地方卸売市場の位置及び面積、取扱品目その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

3 第一項の事業計画には、施設の種類、規模、配置及び構造その他の都道府県の条例で定める事項を定めなければならない。

(許可の基準)

第五十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。

一 申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第六十五条第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第一号又は前号に該当する者があるものであるとき。

四 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有しない者であるとき。

五 業務規程の内容が法令(この章の規定に基づく都道府県の条例を含む。)に違反すると

き。

六 事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実と認められないとき。

2 都道府県知事は、第五十五条の許可の申請があつた場合において、その申請者が第六十五条第二項第二号若しくは第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき、その申請に係る地方卸売市場の位置が都道府県卸売市場整備計画に照らし配置の適正を欠くと認めるとき、又はその申請に係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若しくは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保するうえで不適当であると認めるときは、同条の許可をしないことができる。

(卸売業務の許可)

第五十八条 地方卸売市場において卸売の業務を行なうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、申請者が当該地方卸売市場を開設する者と異なる場合にあつては、当該開設する者を経由してしなければならない。

3 第十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第五十八条第一項の許可の申請書」と、「当該中央卸売市場」とあるのは「当該地方卸売市場」と、「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(許可の基準)

第五十九条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、申請者が第五十七条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信

用を有する者でないことを認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(廃止の許可)

第六十条 第五十五条の許可を受けた者（以下この章において「開設者」という。）は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、都道府県知事の条

例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第二節 業務についての規制及び監督

(差別的取扱の禁止)

第六十一条 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）は、地方卸売市場における業務の運営に關し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱をしてはならない。

(せり売又は入札の原則)

第六十二条 卸売業者は、地方卸売市場において行なう卸売については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、取引の状況等に照らしせり売又は入札の方法によることが不適当と認められる場合であつて、開設者が都道府県の条例で定めるところにより業務規程をもつて定めたときは、この限りでない。

(入荷数量等の公表)

第六十三条 開設者は、都道府県の条例で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の入荷数量並びに卸売業者の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

(業務規程の変更)

第六十四条 開設者は、業務規程を変更しようとするときは、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 第五十七条第一項（同項第五号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。（許可の取消し等）

第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一項第一号に規定する者に該当するに至つたとき（開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があ

るに至つたときを含む。）又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反したとき。

二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がないのに引き続き一年以上その業務を休止したとき。

第十九条第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(報告及び検査)

第六十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に對し、その業務若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 雑則

(中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場)

第六十七条 都道府県知事は、第五十五条の許可

の申請があつた場合において、その申請が中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場に係るものであるときは、意見を附して農林大臣に報告し、農林大臣の意見を求めなければならない。

2 都道府県知事は、中央卸売市場開設区域内の地方卸売市場について、第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可をしたとき、又は第六十五条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

(都道府県の条例で規定する事項)

第六十八条 この章に規定するもののほか、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(農林大臣への報告等)

第六十九条 農林大臣は、都道府県知事に對し、地方卸売市場に關し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に關し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第五章 卸売市場審議会及び都道府県卸売市場審議会

(卸売市場審議会)

第七十条 農林省に、卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十人以上以内で組織する。

5 委員は、学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県卸売市場審議会)

第七十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に
応じ卸売市場に關する重要事項を調査審議させ
るため、条例で、都道府県卸売市場審議會を置
くことができる。

2 前項に規定するもののほか、都道府県卸売市
場審議會の組織及び運営に關し必要な事項は、
都道府県の条例で定める。

第六章 雜則

(助成)

第七十二条 国は、第八条第一号又は第二号に該
當する地方公共団体又は中央卸売市場を開設し
ている地方公共団体が中央卸売市場整備計画に
基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取
得をする場合においては、当該地方公共団体に
對し、予算の範囲内において、当該施設のうち
建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又
は取得に要する費用の十分の四以内を補助する
ことができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又
は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必
要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他
の援助を行なうように努めるものとする。

(合併等の場合の課税の特例)

第七十三条 農林大臣は、政令で定めるところに
より、地方卸売市場を開設する者で地方公共団
体以外のもの又は中央卸売市場若しくは地方卸
売市場において卸売の業務を行なう者（以下こ
の条において「開設者等」と総称する。）に對し、
その者が他の法人である開設者等と合併し、又
は他の法人である開設者等に對し出資し、若し
くは他の開設者等とともに出資して法人である
開設者等を設立することにより、当該開設者等
の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該開
設者等が開設する地方卸売市場が卸売市場整備
基本方針において定められた第四条第二項第二
号の基本的指標に適合し又は当該開設者等が卸
売市場整備基本方針において定められた同項第
四号の目標に達することとなることを認められる旨

の認定をすることができる。

2 前項の認定を受けた法人が政令で定める期間
内に当該認定を受けたところに従つて合併した
場合には、当該法人の当該合併に係る清算所得
については、租税特別措置法（昭和三十三年法
律第二十六号）で定めるところにより、法人税
を軽減する。

3 第一項の認定に係る合併後存続する法人若し
くは当該合併により設立された法人又は当該認
定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に
基づいて設立された法人が当該認定に係る次の
事項について受ける登記については、租税特別
措置法で定めるところにより、登録免許税を軽
減する。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加
二 法人の設立又は資本若しくは出資の増加の
場合における不動産の取得

(条例との関係)

第七十四条 この法律の規定は、地方公共団体
が、卸売市場であつて中央卸売市場及び地方卸
売市場以外のものの開設又は当該卸売市場にお
ける業務に關し、条例で必要な規制を行なうこ
とを妨げるものではない。

(許可又は認可の制限又は条件)

第七十五条 この法律の規定による許可又は認可
には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は認可に係る
事項の確実な実施を図るため必要な最小限度の
ものに限り、かつ、許可又は認可を受けた者に
不当な義務を課することとならないものでなけ
ればならない。

(権限の委任)

第七十六条 この法律に規定する農林大臣の権限
は、政令で定めるところにより、その一部を都
道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該當する者は、二年
以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して中央卸売
市場において卸売の業務を行なつた者
二 偽りその他不正の手段により第十五条第一
項の許可を受けた者
三 第十九条第二項の規定による命令に違反し
た者
四 第四十九条第一項第二号の規定による命令
に違反した者
五 第七十五条第一項の規定により附された第
十五条第一項の許可の制限又は条件に違反し
た者

第七十八条 次の各号の一に該當する者は、一年
以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

一 第五十五条の規定に違反して地方卸売市場
を開設した者
二 偽りその他不正の手段により第五十五条の
許可を受けた者
三 第五十八条第一項の規定に違反して地方卸
売市場において卸売の業務を行なつた者
四 偽りその他不正の手段により第五十八条第
一項の許可を受けた者
五 第六十五条第二項の規定による命令に違反
した者
六 第七十五条第一項の規定により附された第
五十五条又は第五十八条第一項の許可の制限
又は条件に違反した者

第七十九条 次の各号の一に該當する者は、五万
円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による報告をせず、
又は虚偽の報告をした者
二 第二十三条又は第二十四条の規定による届
出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第二十六条第一項の規定に違反した者
四 第二十八条の規定による事業報告書を提出
せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提
出した者

五 第三十三条第一項の規定に違反した者
六 第四十八条第一項の規定による報告をせ
ず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚
偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出
し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た者
七 第四十九条第一項第三号の規定による命令
に違反した者

第八十条 次の各号の一に該當する者は、三万円
以下の罰金に処する。

一 第四十八条第二項又は第六十六条第一項の
規定による報告をせず、若しくは資料を提出
せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚
偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、
若しくは忌避した者
二 第六十条の規定に違反して地方卸売市場を
廃止した者

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に關し、第七十七条から前条までの
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、
その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す
る。

第八十二条 第三条第二項の規定に違反した者
は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第二十七条の規定は昭和四
十六年四月一日から、第四章（これに係る罰則
を含む）の規定は公布の日から起算して九月を
こえない範囲内において政令で定める日から施
行する。

(中央卸売市場法の廃止)

第二条 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十
二号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
（名称の使用制限についての経過措置）

第三章 この法律の施行の際現に地方卸売市場と
いう文字をその名称中に用いている卸売市場に
ついては、第三章第二項の規定は、この法律の
施行後九月間は、適用しない。

(中央卸売市場整備計画についての経過措置)

第四章 この法律の施行の際現に旧法第七条ノ二
第一項の規定により定められている中央卸売市
場の開設及び整備に関する計画は、この法律の
施行の日から起算して一年を経過する日(その
日までに第五条第一項の規定により中央卸売市
場整備計画が定められたときは、その定められ
た日)までの間は、第五条第一項の規定により
定められた中央卸売市場整備計画とみなす。

(開設区域についての経過措置)

第五章 この法律の施行の際現に旧法第一条第一
項の規定により指定されている同項の指定区域
は、第七条第一項の規定により指定された中央
卸売市場開設区域とみなす。

(既設の中央卸売市場についての経過措置)

第六章 この法律の施行の際現に旧法第二条の認
可を受けて開設されている中央卸売市場(以下
「既設市場」という。)は、第八条の認可を受け
開設された中央卸売市場とみなす。

2 この法律の施行の際現に効力を有する既設市
場の業務規程は、この法律の施行の日から起算
して九月を経過する日(その日までに次項の規
定による申請に対する同項の認可の処分があつ
た既設市場にあつては、当該認可に係る業務規
程の効力が発生する日、その日までに同項の規
定による申請に対する同項の認可又は認可の拒
否の処分がなかつた既設市場にあつては、当該
認可又は認可の拒否の処分があつた日(当該認
可の処分があつた日後に当該認可に係る業務規
程の効力が発生するものにあつては、その効力
が発生する日)までは、第三章の規定により
定められた業務規程とみなす。この場合におい
て、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合
においては、当該抵触する部分については、同

章の規定は、適用しない。

3 既設市場を開設している地方公共団体は、こ
の法律の施行の日から起算して七月を経過する
日までに、農林省令で定めるところにより、当
該既設市場につき第三章の規定に適合する業務
規程を定め、農林大臣に対し、その認可の申請
をしなければならない。

4 第十条(同条第三号に係る部分に限る。)の規
定は、前項の認可について準用する。

5 第三項の認可を受けた業務規程は、第三章の
規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場の卸売業者についての経過措置)

第七章 この法律の施行の際現に旧法第十条の許
可を受けて卸売の業務を行なっている者は、第
十五条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の際現
に他の法人に対する支配関係を保持しているとき
は、この法律の施行の日から起算して三十日
を経過する日までに、農林省令で定めるところに
より、その旨を開設者を経由して農林大臣に届
け出なければならぬ。ただし、その日までに
当該支配関係の全部がなくなつたときは、この
限りでない。

3 前項の規定による届出は、第二十三条第二項
後段(これに係る罰則を含む。)の規定の適用
については、同項前段の規定による届出とみな
す。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の
届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為
者を罰するほか、その法人又は人に対して同項
の罰金を科する。

(地方卸売市場に関する経過措置)

第八章 第四章の規定の施行の際現に地方卸売市
場を開設している者又は地方卸売市場において
卸売の業務を行なっている者は、同章の規定の

施行の日から一年間は、第五十五条又は第五十
八条第一項の許可を受けないで、引き続きその
業務を行なうことができる。その者がその期間
内に第五十五条又は第五十八条第一項の許可の
申請をした場合において、許可又は許可の拒否
の処分があるまでの間は、同様とする。

(その他の処分、手続等についての経過措置)

第九章 附則第四条から前条までに規定するもの
を除くほか、この法律の施行前に旧法又は旧法
に基づく命令の規定によつてした処分、手続そ
の他の行為は、この法律又はこの法律に基づく
命令中にこれに相当する規定があるときは、こ
の法律又はこの法律に基づく命令の相当規定に
よつてしたものとみなす。

(罰則についての経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

第十一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百
五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中中央卸売市場審議会の
項を次のように改める。

卸売市場
審議会
卸売市場法(昭和四十五年法律
第三十六号)によりその権限に
属させた事項を行なうこと

第三十六条第三号の二の次に次の一号を加え
る。

三の二 中央卸売市場の指導監督及び農畜水
産物の卸売市場の整備に関すること。

(土地収用法の一部改正)

第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百
十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二十八号を次のように改める。

二十八 卸売市場法(昭和四十五年法律第
三十三号)による中央卸売市場及び地方卸売
市場

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十三条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法

律第三百五十五号)の一部を次のように改正す
る。

第十八条の二第二項中「卸売人」を「卸売業
者」に、「中央卸売市場法(大正十二年法律第三
十二号)第十五条ノ六の仲買の業務を行なう者
(以下「仲買人」という。)」を「卸売市場法(昭
和四十五年法律第 号)第三十三条第一項
の仲卸しの業務を行なう者(以下「仲卸業者」
という。)」に、「若しくは仲買の業務」を「若
しくは仲卸しの業務」に、「卸売人若しくは仲
買人」を「卸売業者若しくは仲卸業者」に改め
る。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法の一部を次のように改
正する。

第六十六条の二第二項第八号を次のように改
める。

八 卸売市場法(昭和四十五年法律第
三十三号)第二十四条に規定する地方卸売市場
を開設する法人のうち地方公共団体以外の
もの又は同条第三項に規定する中央卸売市
場若しくは当該地方卸売市場において卸売
の業務を行なう法人で、同法第四条に規定
する卸売市場整備基本方針が定められた日
から二年以内に同法第七十三条第一項の規
定による認定を受けたもの

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措
置法第六十六条の二第二項第八号の規定は、こ
の法律の施行の日以後に同号に規定する認定を
受けた法人が合併をした場合における清算所得
に対する法人税について適用し、同日以前に前条
の規定による改正前の租税特別措置法第六十六
条の二第二項第八号に規定する認可を受けた法
人が合併をした場合における清算所得に対する
法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号中「中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条」を「卸売市場法(昭和四十五年法律第 号)第十五条第一項」に改める。

四月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願(第二二四五号)(第二二八二号)(第二二八三号)(第一三一九号)(第一三九〇号)

第二二四五号 昭和四十五年三月二十日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 愛媛県北条市宮内 高市俊夫外二百名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第二二八二号 昭和四十五年三月二十三日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 愛媛県松山市太山寺町二、三九九ノ一 島津正之外五十九名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第二二八三号 昭和四十五年三月二十三日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 広島県竹原市忠海町四、三九五ノ四一 広島県果実農業協同組合連合会会長 川平源吉外四千六百三十三名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第一三一九号 昭和四十五年三月二十四日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 愛媛県松山市谷町六九六 門屋権三郎外四百八十名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第一三九〇号 昭和四十五年三月二十六日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 愛媛県松山市青沢町三五四 野本正外百名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

昭和四十五年四月十七日印刷

昭和四十五年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局